

5. 保護管理

- 5. a. 土地の所有権
- 5. b. 保護指定
- 5. c. 保護措置と実施方法
- 5. d. 推薦地のある地域に関する計画
- 5. e. 資産管理計画(またはその他の管理システム)
- 5. f. 資金源と規模
- 5. g. 保護管理技術の専門性、研修の提供者
- 5. h. 来訪者のための施設とインフラストラクチャー(ビジター施設と利用状況)
- 5. i. 資産の公開・広報に関する戦略と事業



アマミノクロウサギ - 奄美大島 (写真: [環境省自然環境研究センター](#))

5. 保護管理

5. a. 土地の所有権

推薦地の各構成要素における土地所有の割合は、表 5-1 のとおりである。

表 5-1 推薦地の各構成要素の土地所有の割合【調整中】(区域確定後に修正)

| | 島ごとの推薦地面積 (下段は緩衝地帯) | 国有地 | 県有地、市町村 有地 | 私有地等(所有者 不明地を含む) |
|-------|------------------------|------------------|---------------|---------------------|
| 奄美大島 | 11,544ha | 27% (3,080 ha) | 24% (2,766ha) | 49% (5,698ha) |
| | 14,468ha | 5% (699ha) | 32% (4,581ha) | 64% (9,188ha) |
| 徳之島 | 2,434ha | 95.4% (2,322ha) | 0.4% (10ha) | 4.2% (102ha) |
| | 2,852ha | 29% (820ha) | 9% (252ha) | 62% (1,780ha) |
| 沖縄島北部 | 5,133ha | 20% (1,010ha) | 73% (3,753ha) | 7% (370ha) |
| | 3,268ha | 12% (402ha) | 52% (1,697ha) | 36% (1,169ha) |
| 西表島 | 18,835ha | 95.3% (17,946ha) | 0.1% (23ha) | 4.6% (866ha) |
| | 5,442ha | 87% (4,824ha) | 4% (204ha) | 9% (514ha) |
| 合計 | 37,946ha | 64% (24,359ha) | 17% (6,552ha) | 19% (7,036ha) |
| | 26,130ha | 26% (6,745ha) | 26% (6,734ha) | 48% (12,651ha) |

(端数処理の都合上、一部、合計は一致しない)

国有地の割合は、推薦地全体で、推薦地の 64%、緩衝地帯の 26% である。公有地全体では、推薦地の 81%、緩衝地帯の 52% である。[その他の私有地について、土地所有者に対する説明会や個別説明などを行い、国立公園の指定による保護担保措置や世界自然遺産推薦について理解を得ている。](#)

[特に、奄美大島の推薦区域は私有地等が多く、2016 年で約 49% の割合を占めていた。そのうち約 70% を保有する民間企業の土地については、推薦地の価値の保護が強固に担保されるよう、2016 年より環境省及び鹿児島県において公有地化を進めており、2018 年度までに対象の約 60% の土地を取得予定である。環境省は、今後も継続して公有地化のための予算確保に努めている。](#)

主な土地所有者である環境省、林野庁、鹿児島県、沖縄県及び各市町村の連絡先は 8. のとおり。

5. b. 保護指定 ※推薦区域等調整中のため、各種地図類は確定後に修正

推薦地は、国内法や制度に基づき、国立公園の特別保護地区、[国立公園](#) 第 1 種特別地域又は森林生態系保護地域保存地区、国指定鳥獣保護区、天然記念物等に指定され、厳正に保護されている。[なお一部、国立公園の第 2 種特別地域及び森林生態系保護地域保全利用地区が含まれるが、2019 年度目処での国立公園の第 1 種特別地域への格上げに向けて、法令等に基づく所定の手続きを進めることとし、手続きが完了するまでは、第 1 種特別地域と同等の土地の取扱を行っていくことが土地所有者・利害関係者により同意されている。](#)

なお、緩衝地帯は推薦地に接し、主に国立公園の第 2 種特別地域、森林生態系保護地域保全

利用地区等の制度により、利用・開発は規制されている。また、一部は、[推薦区域に結合していない国立公園の特別保護地区又は第1種特別地域、推薦区域に隣接する国有林又は国立公園の第3種特別地域であり、かつ生物多様性に配慮した森林施業管理管理](#)を行うことが合意されている区域になっている。5-2-1～4に各保護区の名称、指定年、根拠法令等といった保護区の詳細情報を示す（各保護区制度のより詳細な情報は、附属資料3及び4参照）。

また各保護区の区域図を図5-1-1～5-1-14に示す。

表5-2-1 推薦地（奄美大島）における保護区の指定状況

| 保護区名称 (指定年月日) | 根拠法令 (公布年月日) | 制度の目的 |
|---|---|---|
| 奄美群島国立公園 (仮称) (2017年3月7日指定予定) ※面積は国立公園全体／奄美大島 陸域合計 42,181ha／34,330ha (特別保護地区 5,248ha／3,806ha) (特別地域 35,363ha／29,896ha) *1 (普通地域 1,570ha／628ha) 海域合計 33,082ha*2 (海域公園地区 1,124ha) *2 (普通地域 31,958ha) *2 | 自然公園法 (1957年6月1日) | 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として環境大臣が指定する、我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地。 |
| 奄美群島森林生態系保護地域 (2013年3月15日) ※面積は、森林生態系保護地域全体／奄美大島 合計 4,820ha／2,045ha (保存地区 2,253ha／731ha) (保全利用地区 2,567ha／1,314ha) | 国有林野の管理経営に関する法律(1951年6月23日) 国有林野管理経営規程 (1999年1月21日) | 原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する地域。 |
| 国指定湯湾岳鳥獣保護区 (1965年11月1日) 320ha(2005年10月28日告示による更新。うち特別保護地区103ha) | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (2002年7月12日) | 狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定される地域。これらを通じて地域における生物多様性の保全に資する。 |
| 国指定天然記念物 神屋・湯湾岳 (1968年11月8日) | 文化財保護法 (1950年5月30日) | 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上の価値が高いもののうち、 特に重要なものを文部科学大臣が指定して保護を図るもの。 |

*1：特別地域面積は、属島の加計呂麻島、請島、与路島の第2種特別地域の面積を含んでいる。

*2：海域は国の所有に属する公有水面であり、島嶼別に面積を示すことは[できない](#) [出来ない](#)ため、奄美群島国立公園全体の数値を示している。

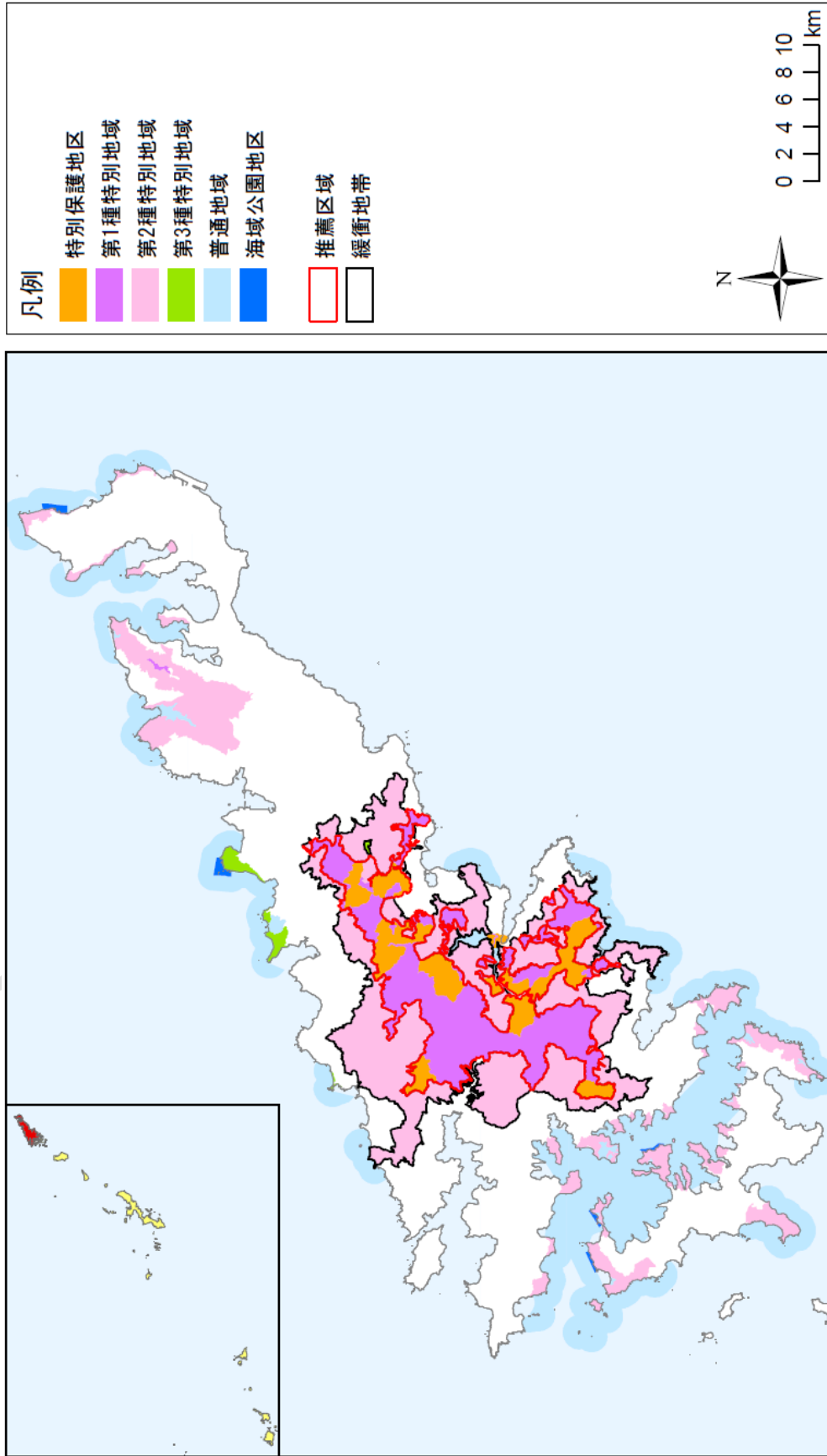


图 5-1-1 奄美群島国立公園（奄美大島）【調整中】

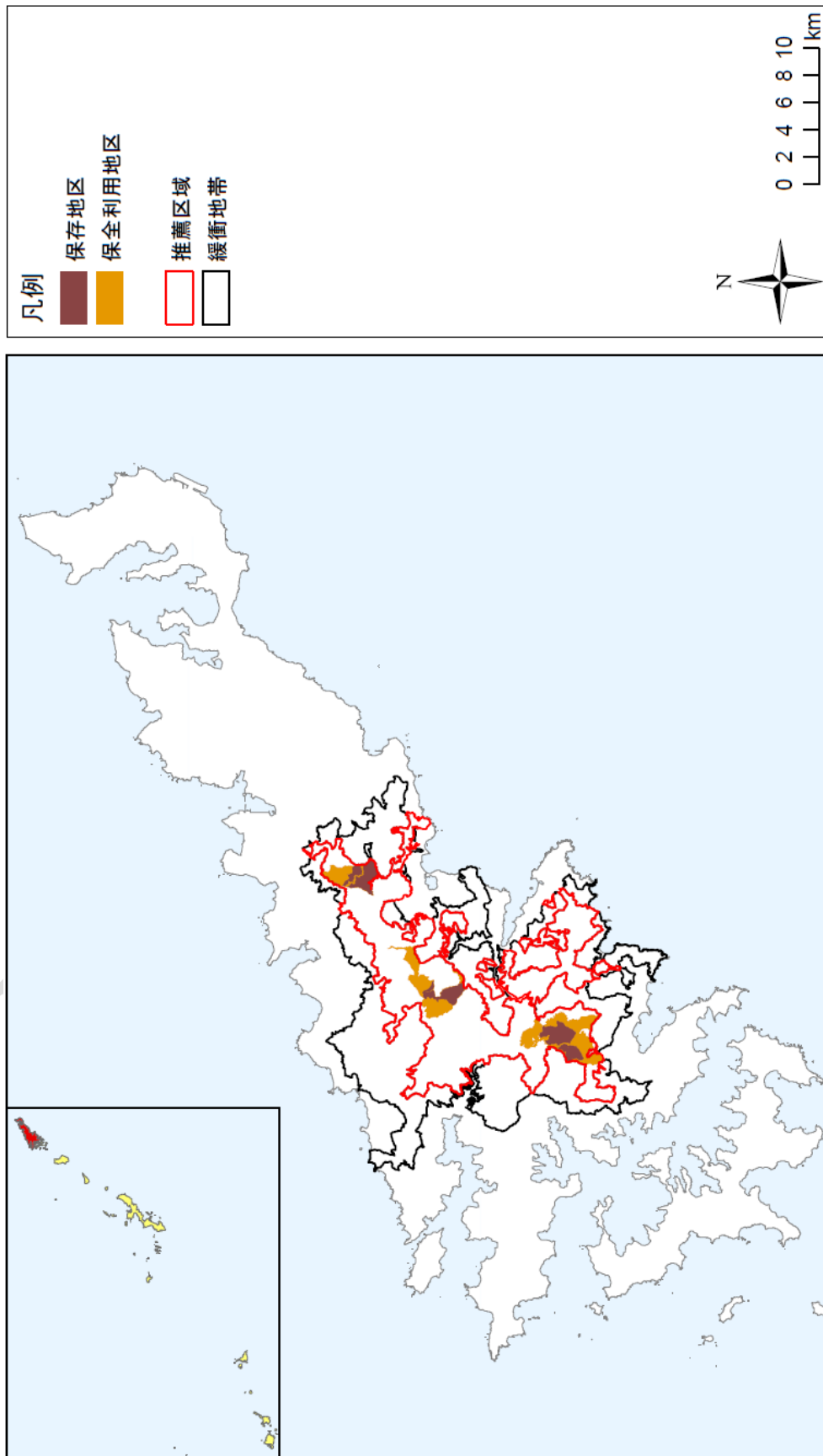


图 5-1-2 奄美群島森林生態系保護地域（奄美大島）【調整中】

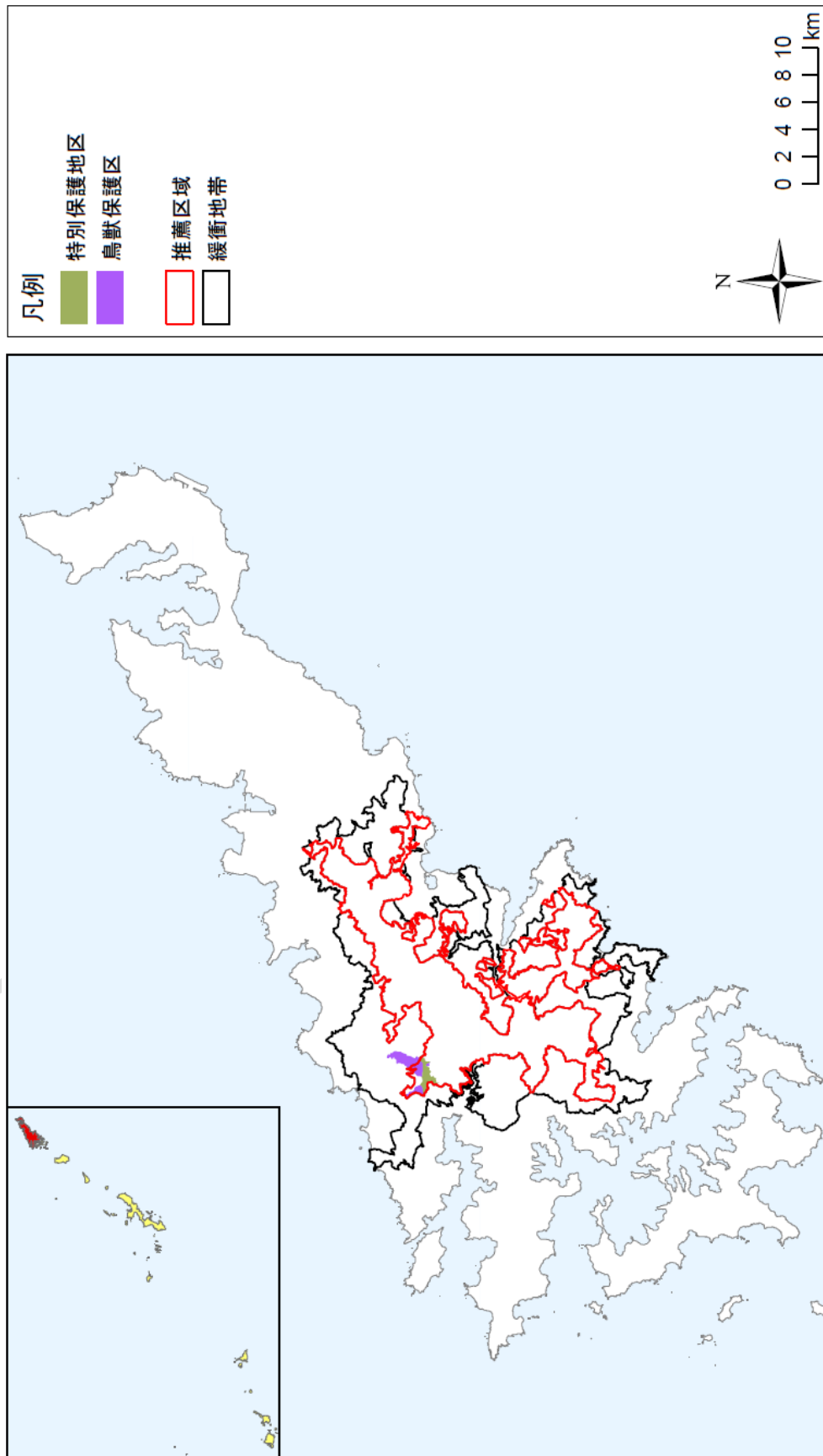


図 5-1-3 国指定湯湾岳鳥獣保護区（奄美大島）【調整中】

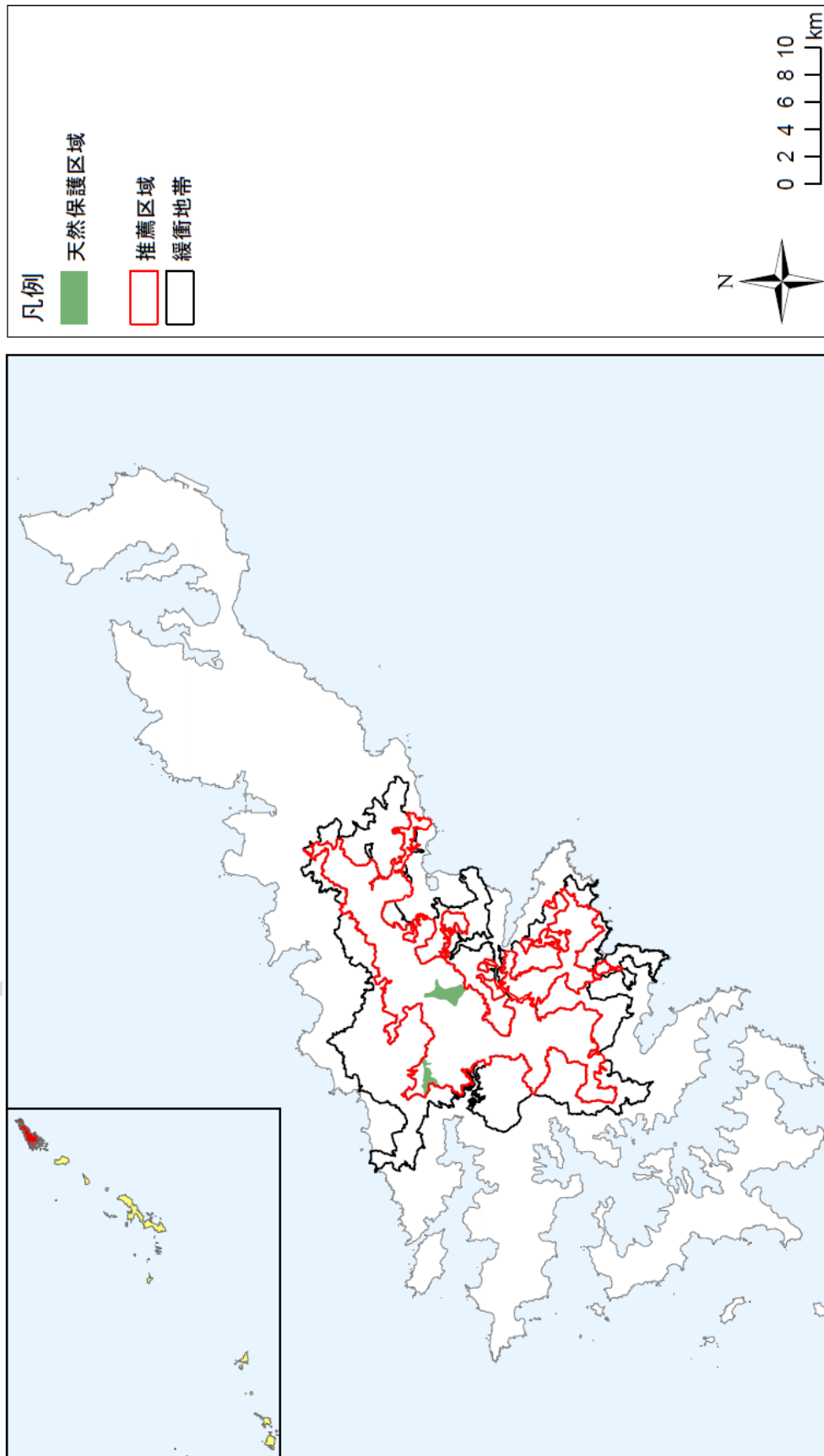


図 5-1-4 国指定天然記念物 神屋・湯湾岳（奄美大島）【調整中】

表 5-2-2 推薦地（徳之島）における保護区の指定状況

| 保護区名称 (指定年月日) | 根拠法令 (公布年月日) | 制度の目的 |
|---|--|------------|
| 奄美群島国立公園—(仮称)— (2017年 3月7日 指定予定) ※面積は、国立公園全体／徳之島 陸域合計 42,181ha／6,122ha (特別保護地区 5,248ha／1,442ha) (特別地域 35,363ha／4,362ha) (普通地域 1,570ha／318ha) 海域合計 33,082ha* (海域公園地区 1,124ha) * (普通地域 31,958ha) * | 自然公園法 (1957年 6月 1日) | 表 5-2-1 参照 |
| 奄美群島森林生態系保護地域 (2013年 3月 15日) ※面積は、森林生態系保護地域全体／徳之島 合計 4,820ha／2,775ha (保存地区 2,253ha／1,521ha) (保全利用地区 2,567ha／1,254ha) | 国有林野の管理経営に 関する法律 (1951年 6 月 23日) 国有林野管理経営規程 (1999年 1月 21日) | 表 5-2-1 参照 |

* : 海域は国の所有に属する公有水面であり、島嶼別に面積を示すことはできないため、奄美群島国立公園全体の数値を示している。



井之川岳（徳之島） 写真：自然環境研究センター

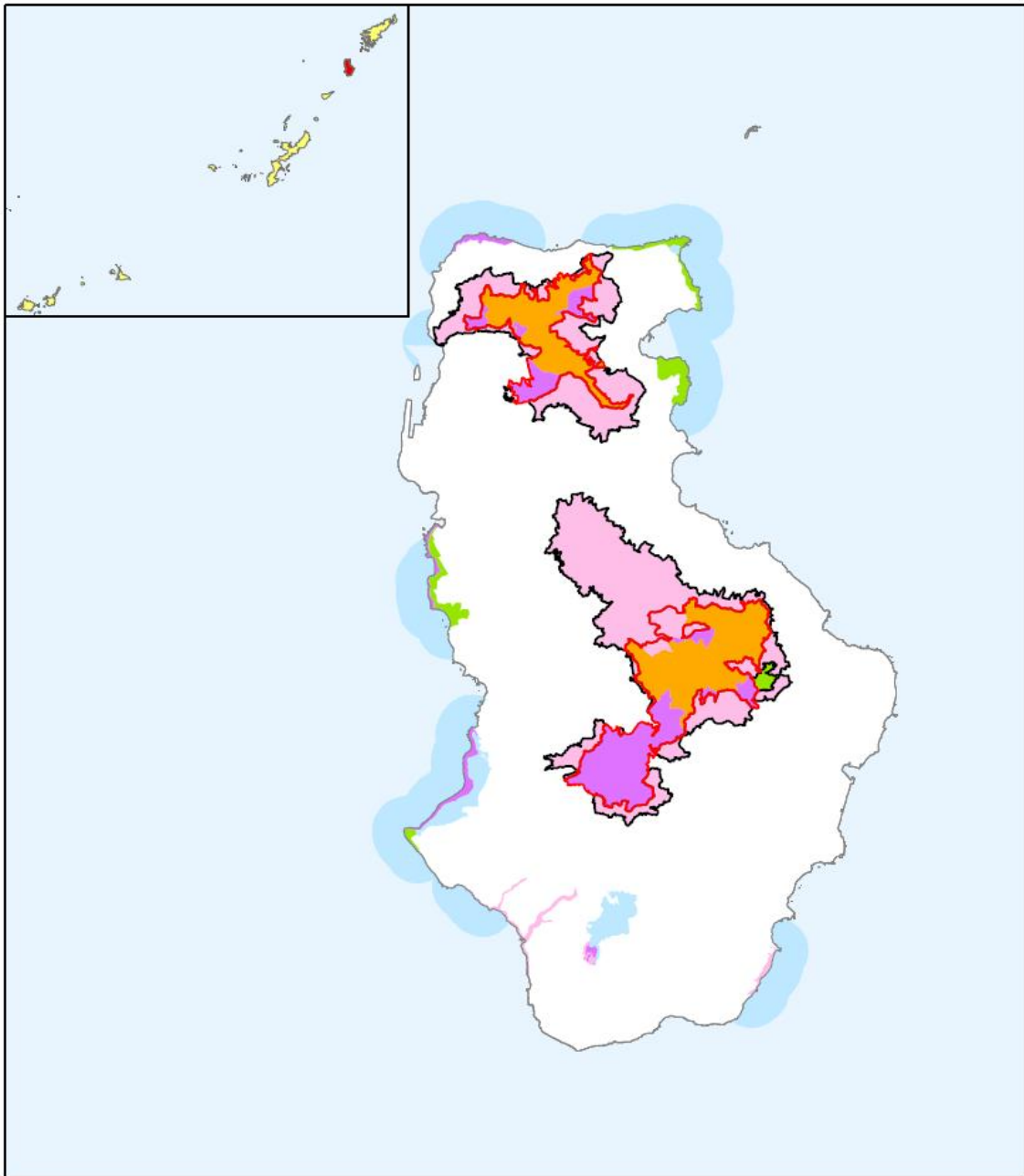
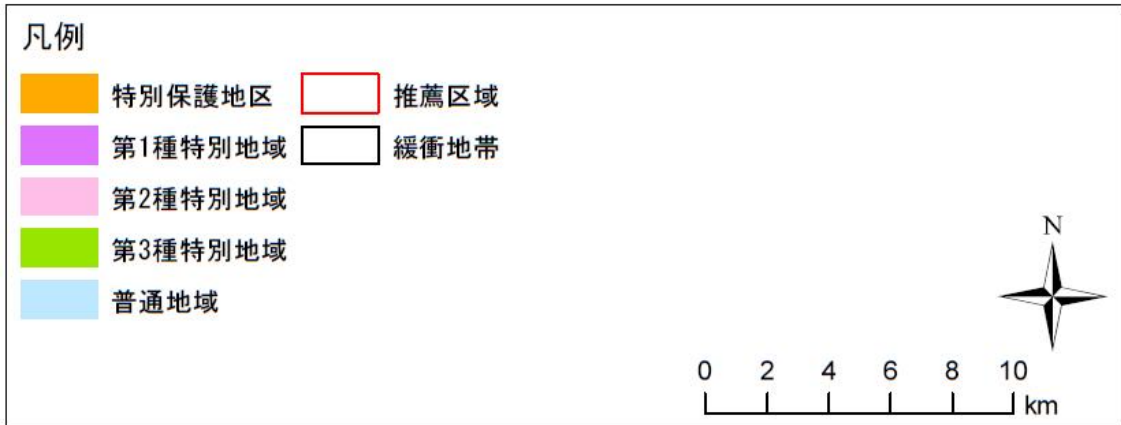


図 5-1-5 奄美群島国立公園（徳之島）【調整中】

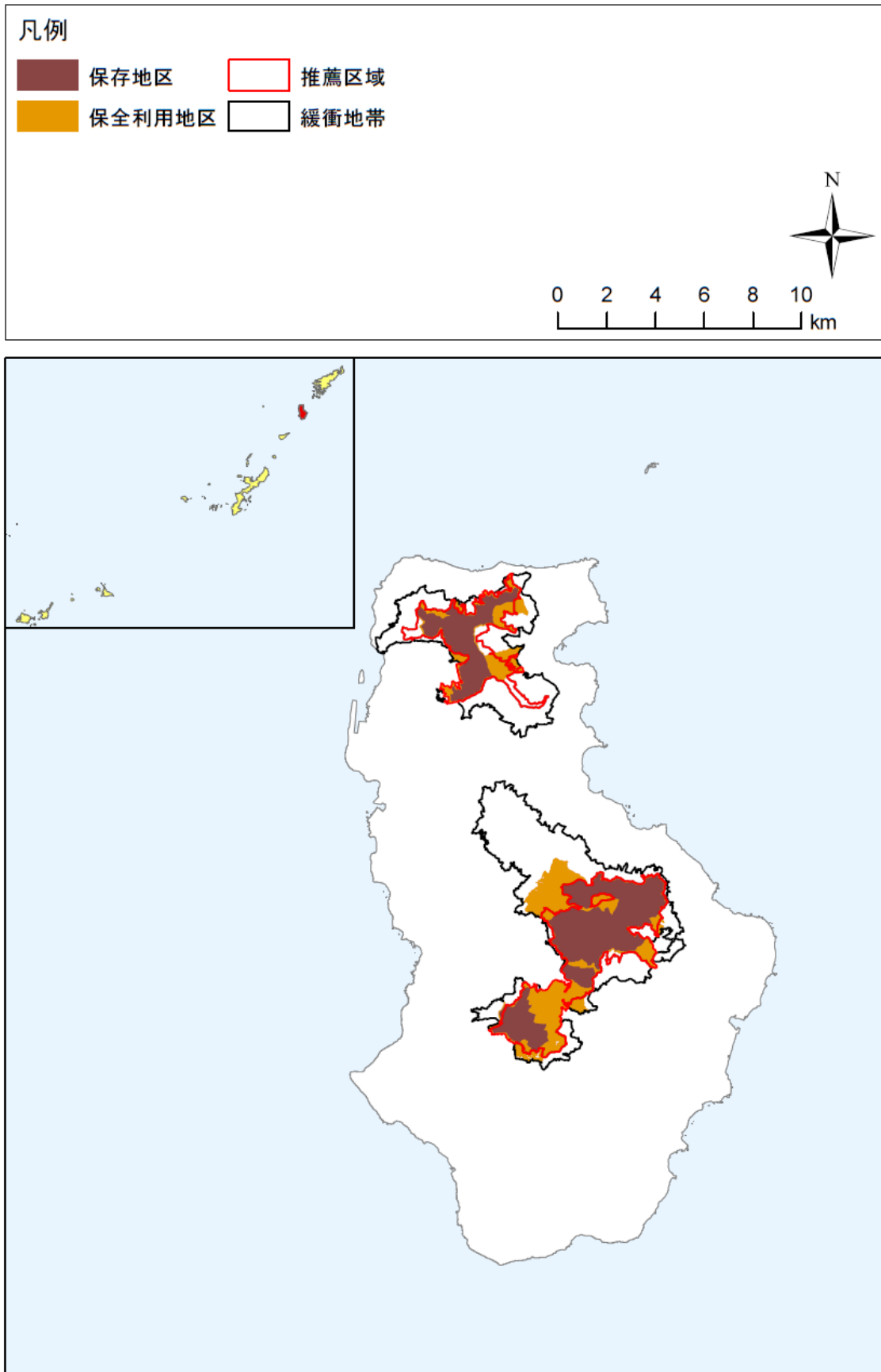


図 5-1-6 奄美群島森林生態系保護地域（徳之島）【調整中】

表 5-2-3 推薦地（沖縄島北部）における保護区の指定状況

| 保護区名称 (指定年月日) | 根拠法令 (公布年月日) | 制度の目的 |
|--|---|----------------------------|
| やんばる国立公園 (2016年9月15日) 陸域合計 13,622ha 17,311ha (2018年6月29日告示による変更) (特別保護地区 789ha3,009ha) (特別地域 11,827ha 13,721ha13,271ha) (普通地域 1,006ha 1,031ha) 海域合計 3,670ha (普通地域 3,670ha) | 自然公園法 (1957年6月1日) | 表 5-2-1 参照 |
| やんばる森林生態系保護地域 (2017年12月25日) 合計 3,007ha (保存地区 2,769ha) (保全利用地区 238ha) | 国有林野の管理経営に関する法律 (1951年6月23日) 国有林野管理経営規程 (1999年1月21日) | 表 5-2-1 参照 |
| 国指定やんばる（安田）鳥獣保護区 (2009年11月1日) 1,279ha (うち特別保護地区 220ha) | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (2002年7月12日) | 表 5-2-1 参照 |
| 国指定やんばる（安波）鳥獣保護区 (2009年11月1日) 465ha | 同上 | 表 5-2-1 参照 |
| 国指定天然記念物 与那覇岳天然保護区域 (1972年5月15日) | 文化財保護法 (1950年5月30日) | 表 5-2-1 参照 |



与那覇岳登山道（やんばる国立公園）写真：環境省

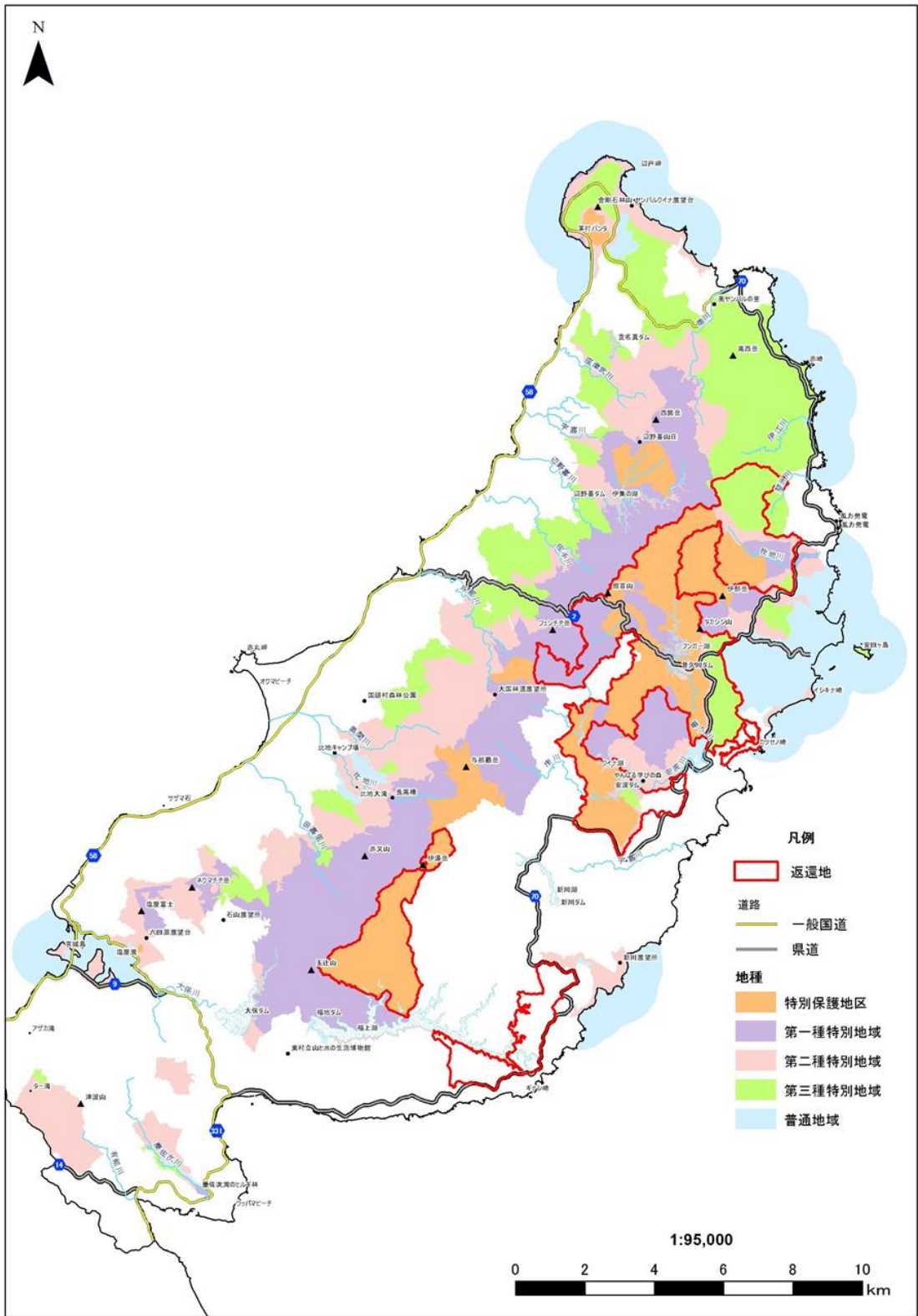


図 5-1-7 やんばる国立公園（沖縄島北部）

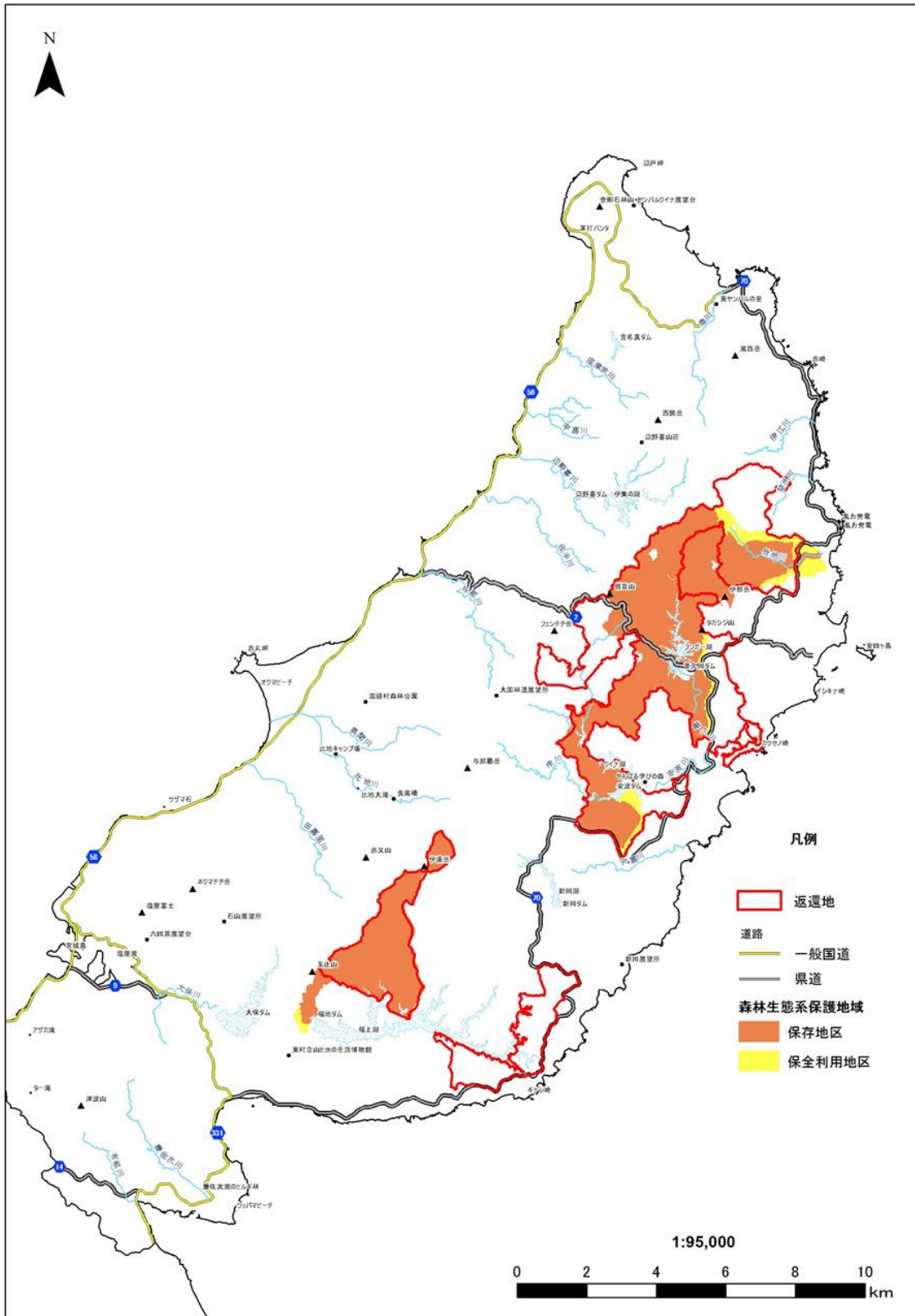


図 5-1-8 やんばる森林生態系保護地域（沖縄島北部）

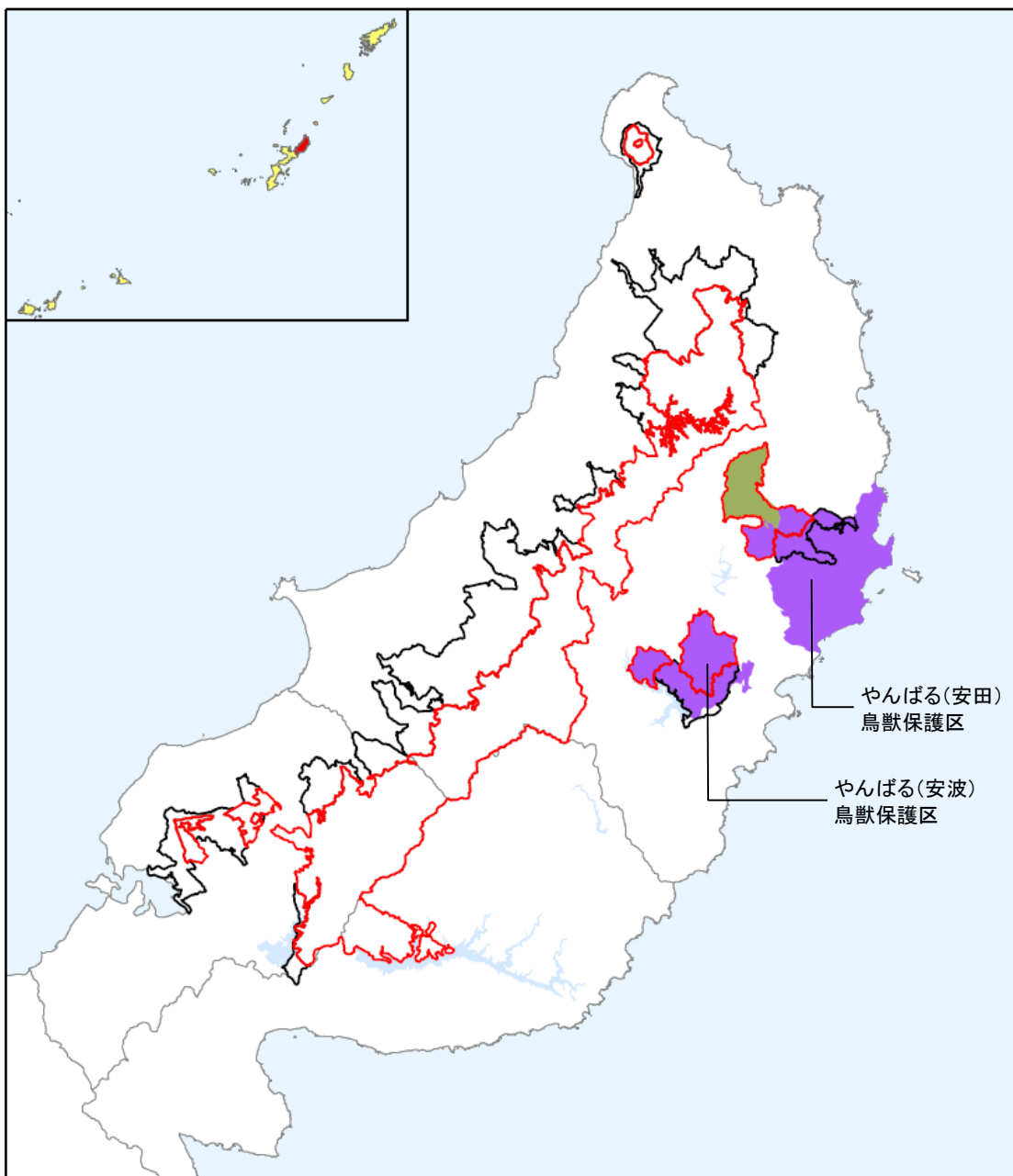
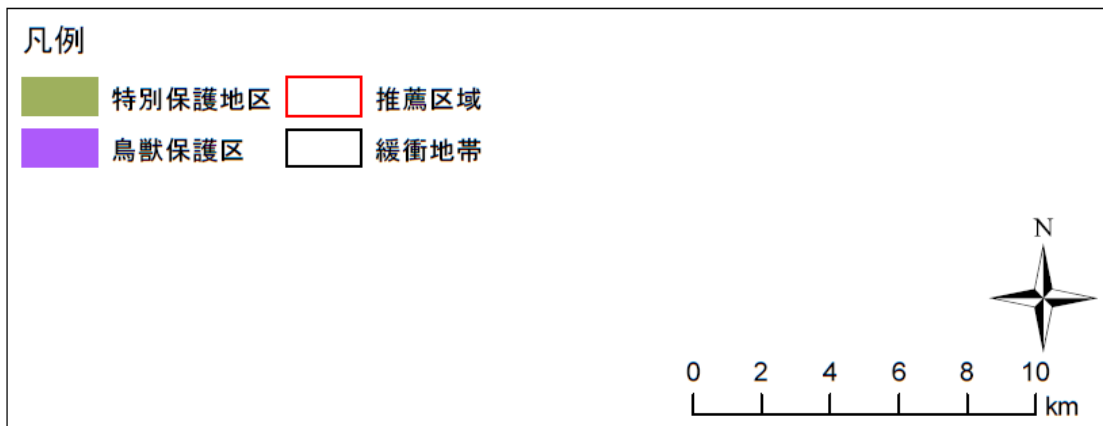


図 5-1-9 国指定やんばる（安田、安波）鳥獣保護区（沖縄島北部）【調整中】

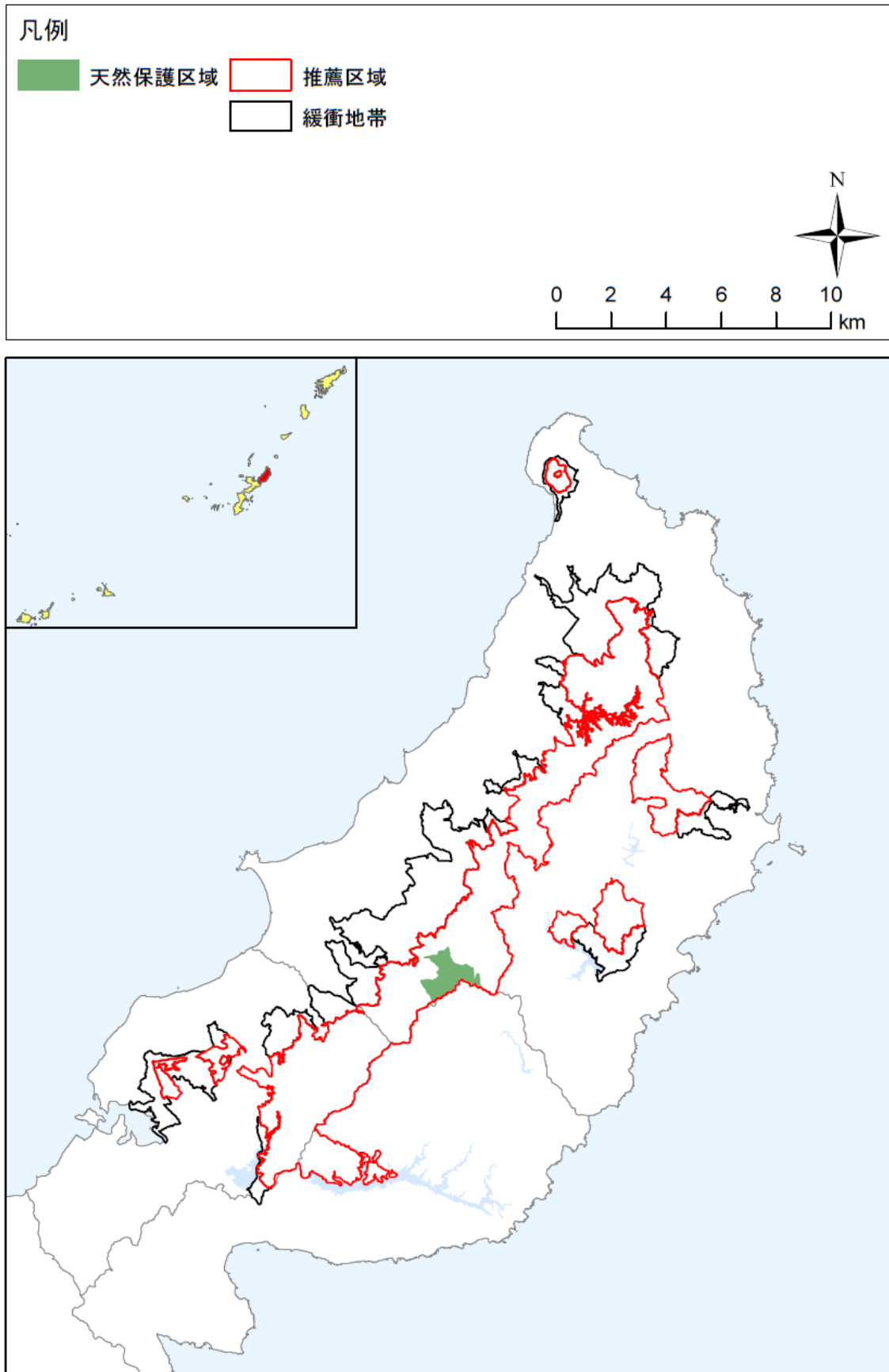


图 5-1-10 国指定天然記念物 与那覇岳天然保護区域（沖縄島北部）【調整中】

表 5-2-4 推薦地（西表島）における保護区の指定状況

| 保護区名称 (指定年月日) | 根拠法令 (公布年月日) | 制度の目的 |
|---|---|------------|
| 西表石垣国立公園 (1972年5月15日) ※面積は、国立公園全体／西表島 陸域合計 40,653ha／29,446ha (2016年4月15日告示による変更) (特別保護地区 5,181ha／4,624ha) (特別地域 28,814ha／22,226ha) (普通地域 6,658ha／2,596ha) 海域合計 81,497ha (2016年4月15日告示による変更) * (海域公園地区 15,923ha) * (普通地域 65,574ha) * | 自然公園法 (1957年6月1日) | 表 5-2-1 参照 |
| 西表島森林生態系保護地域 (1991年3月28日) 合計 22,367.6ha (2015年4月1日-2016年3月2日地域管理経営計画等の変更による拡充) (保存地区 9,999ha) (保全利用地区 12,367.8ha) | 国有林野の管理経営に関する法律 (1951年6月23日) 国有林野管理経営規程 (1999年1月21日) | 表 5-2-1 参照 |
| 国指定西表鳥獣保護区 (1992年3月1日) 10,218ha (2011年10月24日告示による更新。うち特別保護地区 9,999ha) | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (2002年7月12日) | 表 5-2-1 参照 |
| 国指定天然記念物 仲間川天然保護区域 (1972年5月15日) ウブンドルのヤエヤマヤシ群落 (1972年5月15日) | 文化財保護法 (1950年5月30日) | 表 5-2-1 参照 |

*：海域は国の所有に属する公有水面であり、島嶼別に面積を示すことは出来ないため、西表石垣国立公園全体の数値を示している。



カンピレー滝(西表石垣国立公園) 写真：環境省

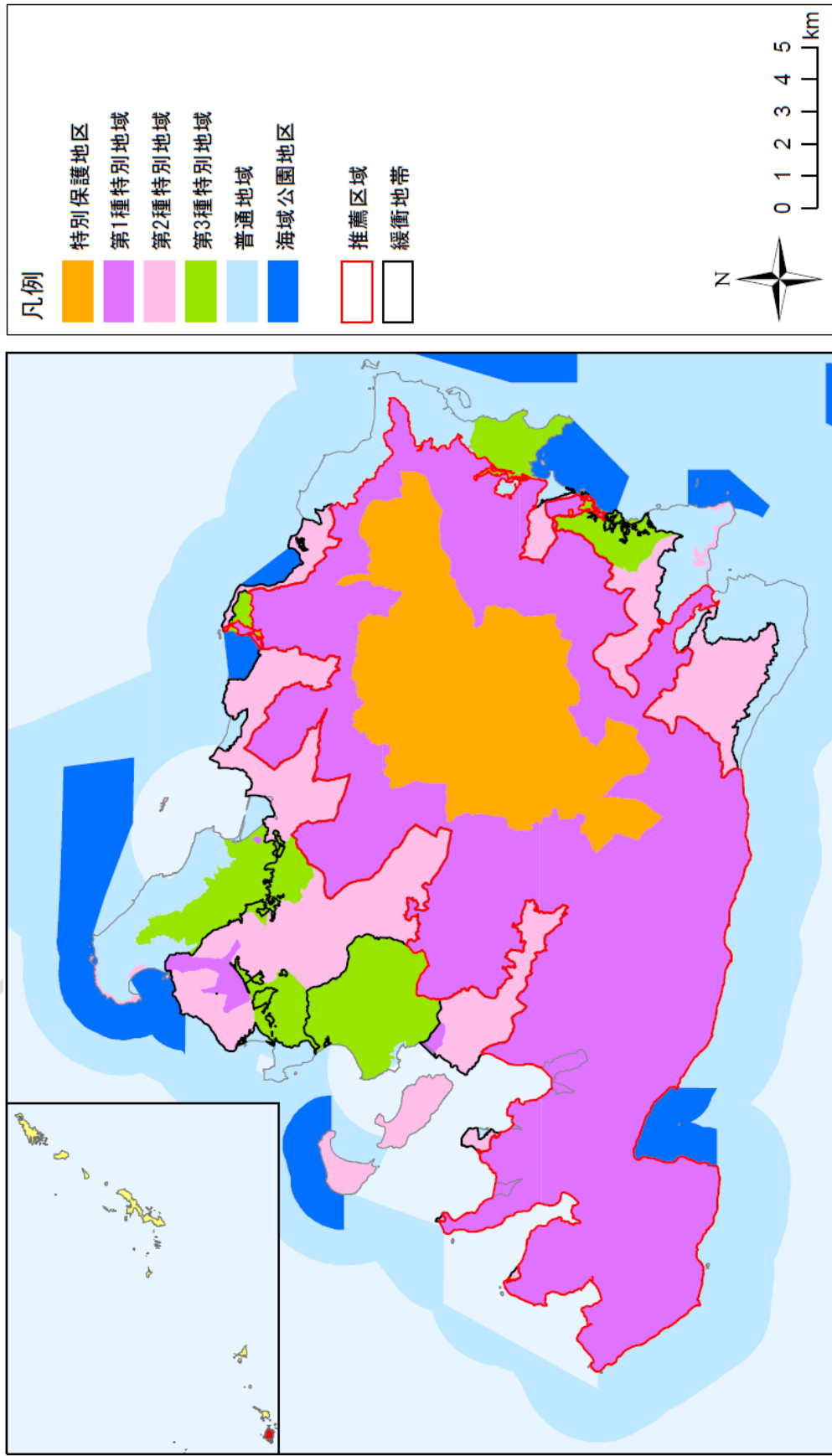


图 5-1-11 西表石垣国立公園（西表島）【調整中】

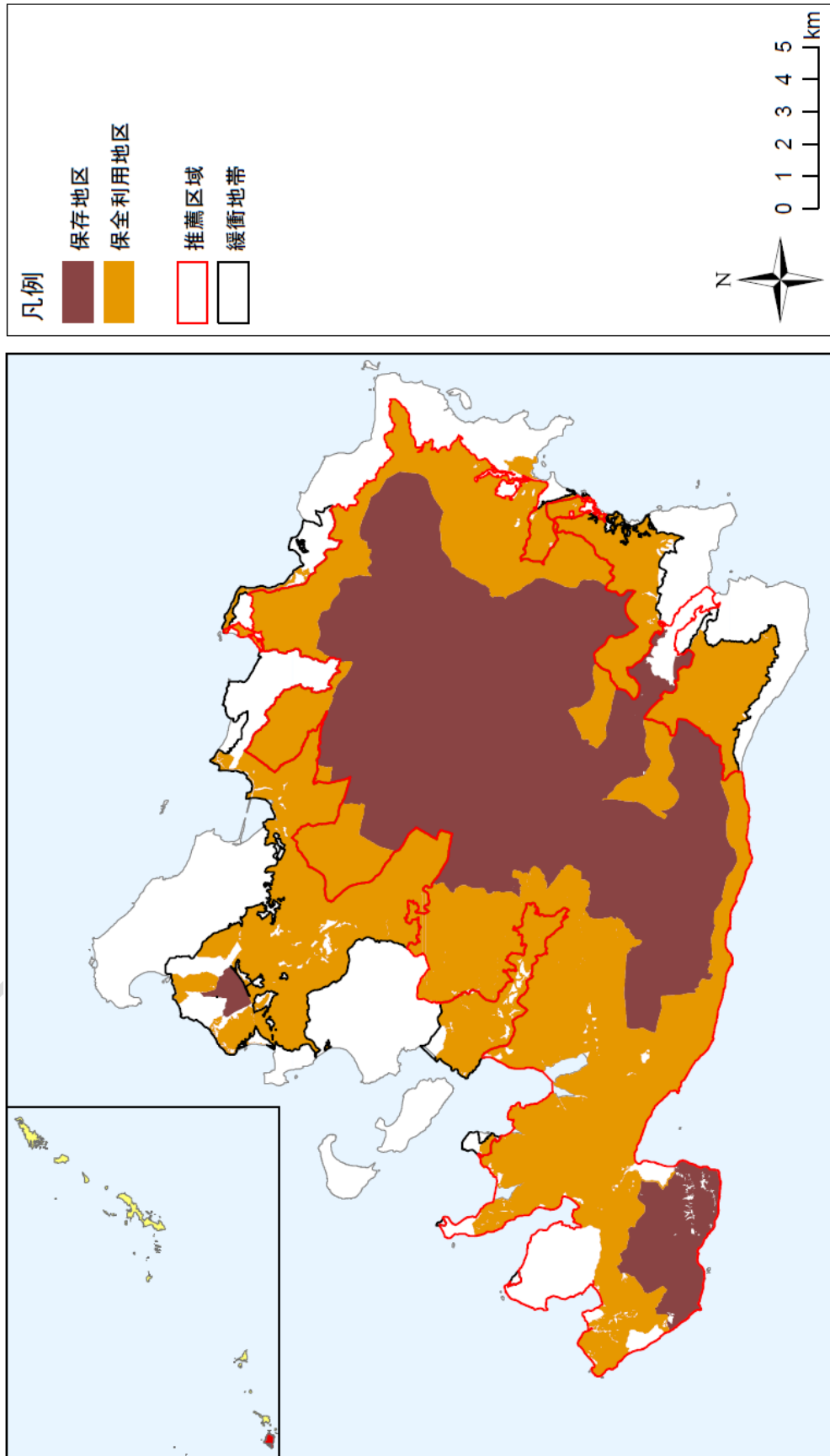


图 5-1-12 西表島森林生態系保護地域（西表島）【調整中】

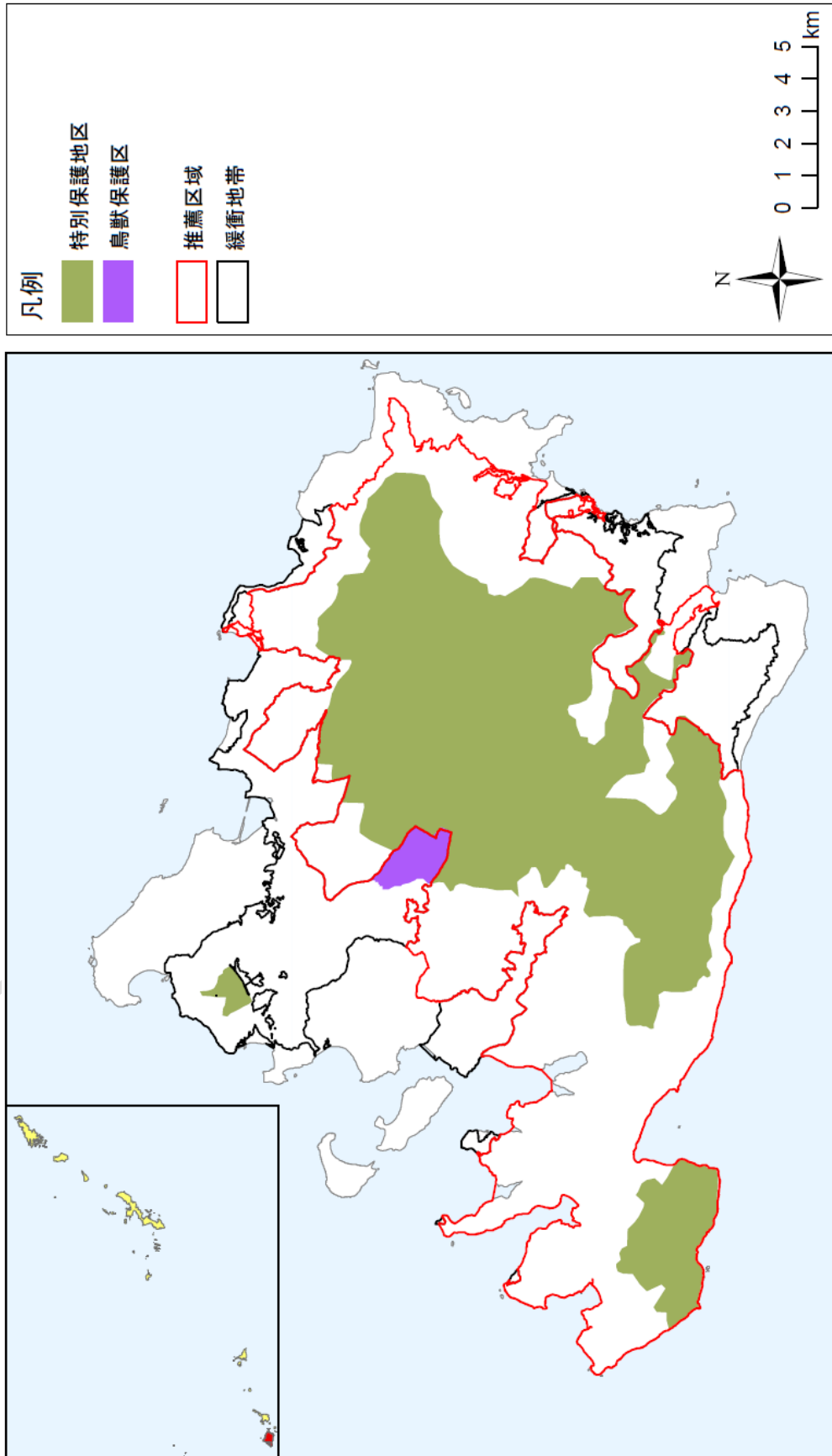


図 5-1-13 国指定西表島鳥獣保護区（西表島）【調整中】

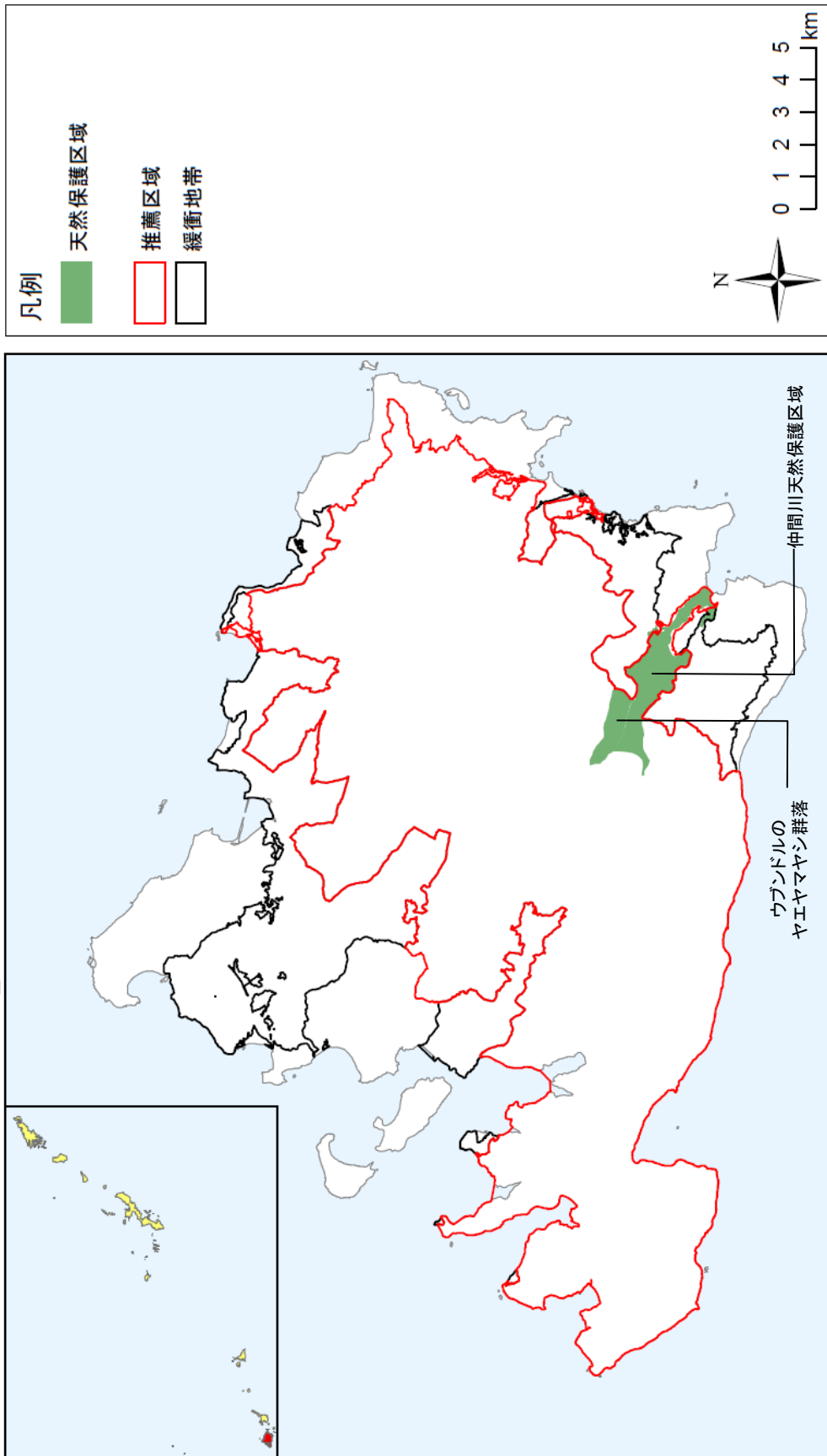


図 5-1-14 国指定天然記念物（西表島）【調整中】

5. c. 保護措置と実施方法

推薦地は、国内法に基づき、表 5-2-1~4 に掲げる保護区に指定されている。

これら保護区の多くは重複しており、それぞれが補完しあって、推薦地の保護機能を高めている。

また、推薦地には、固有種・希少種が生息・生育しており、その一部は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種、「文化財保護法」に基づく天然記念物として指定・保護されている。

各保護措置等の概要は次のとおりである。

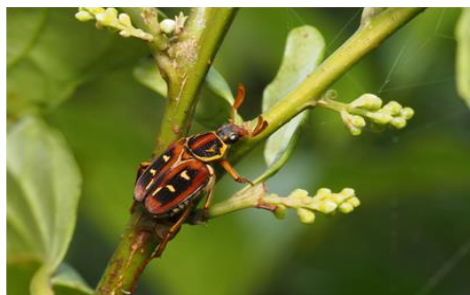
5. c. 1. 奄美群島国立公園、やんばる国立公園、西表石垣国立公園

「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。

国立公園は、公園計画に基づき、優れた自然の状態を維持する必要がある地域である「特別地域」、特別地域のうち原生的な自然の状態を保持している地域などであって特に厳正な保護がなされるべき「特別保護地区」、これらの地域と一体的に風景の保護を図る必要のある「普通地域」に区分され、区分に応じて規制されている(表 5-3)。

同法に基づき、2017年には奄美大島及び徳之島において「奄美群島国立公園」が、2016年には沖縄島北部において「やんばる国立公園」が、それぞれ新たな国立公園として指定された。やんばる国立公園は、2016年12月に米軍北部訓練場の土地約4,166ha(共同使用面積を含む)が日本政府に返還されたことを受けて、2018年6月に公園区域約3,689haが拡張された。また西表島については2016年の「西表石垣国立公園」の大規模拡張により、同島のほぼ全域が国立公園に指定された(西表島は、1972年に「西表国立公園」として、その一部地域を指定)。推薦地に指定されているは、もともと厳正に保護される「特別保護地区」又は、これに準じた保護措置がとられる「第1種特別地域」はに指定されており、当該地域の自然を特徴付ける野生生物の重要な生息・生育地となっている常緑広葉樹林等の維持に、影響を与えるあたる各種行為が規制されている、厳正な保護が図られている。

また、自然環境を保全しつつ、その適正な利用を図るため、各国立公園の利用施設計画に基づき、歩道や園地等の整備が行われている。



オキナワオオトラフハナムグリ
写真: 環境省

表 5-3 各地域内における主な規制内容

| 特別地域内において環境大臣の許可が必要な行為*1 | 特別保護地区において環境大臣の許可が必要な行為*2 | 普通地域において環境大臣への届出が必要な行為 |
|--|--|---|
| ①工作物の新改増築 ②木竹の伐採 ③鉱物や土石の採取 ④河川、湖沼等の水位・水量の増減 ⑤指定湖沼等への汚水の排出等 ⑥広告物の設置等 ⑦屋外における土石や指定する物の集積又は貯蔵 ⑧水面の埋め立て、干拓 ⑨土地の形状変更 ⑩指定植物の採取、損傷 ⑪指定動物の捕獲等 ⑫屋根、壁面等の色彩の変更 ⑬指定する湿原等の区域内への立入り ⑭指定区域での車馬、動力船の使用等 | 左記の①～⑥、⑧、⑨、⑫、⑬に加え、 ①木竹の損傷 ②植物の植栽、播種 ③家畜の放牧 ④屋外における物の集積又は貯蔵 ⑤火入れ、たき火 ⑥植物の採取、損傷、落葉落枝の採取 ⑦動物の捕獲、殺傷、又は卵の採取、損傷 ⑧道路、広場以外での車馬、動力船の使用等 ⑨動物の放出 | ①大規模な工作物の新改増築 ②特別地域内の河川、湖沼等の水位・水量の増減 ③広告物の設置等 ④水面の埋め立て、干拓 ⑤鉱物や土石の採取 ⑥土地の形状変更 ⑦海底の形状変更 |

*1：特別地域は、3段階に区分され、段階毎に、規制の度合いが異なる。例えば、木竹の伐採についての許可は、第1種特別地域は、単木択伐の場合に限る等、現在の景観を極力保護することが必要な地域としている。第2種特別地域は、法令に規定された皆伐面積等の基準を満たせば許可される等、つとめて農林漁業活動との調整を図ることが必要な地域としている。第3種特別地域は、木竹の伐採に関しては面積や目的等に制限はない。

*2：特別保護地区は、上記の申請があった場合においても、その許可は、学術研究その他公益上必要と認められる場合等に限られる。

5. c. 2. 奄美群島森林生態系保護地域、やんばる森林生態系保護地域、西表島森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することによって、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としている。森林生態系保護地域は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に定める「地域管理経営計画」において設定し管理する地域である。

本制度に基づき、西表島は1991年に西表島森林生態系保護地域を設定したところであり、2012年及び2016年に区域を拡充し、西表島の大部分が森林生態系保護地域として設定され

た。また、奄美大島及び徳之島は、2013年に両島の山間部を中心に奄美群島森林生態系保護地域が設定された。さらに、沖縄島北部では、2016年12月に米軍北部訓練場の土地約4,166haが日本政府に返還されたことを受けて、2017年12月に、やんばる森林生態系保護地域がを~~を~~設定された。

森林生態系保護地域のうち「保存地区」は、固有種・希少種の分布域を含む原生的な天然林を主体とする区域であり、森林生態系に影響を及ぼさないよう原則として、人為を加えずに自然の推移に委ねることとしている。

また、「保全利用地区」は、保存地区の森林生態系に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要な広がりを持つ原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域であり、保存地区に準じた取扱いを行うこととしている。

なお、森林生態系保護地域では、科学的な根拠に基づき、固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために必要と認められる行為を実施するほか、学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由等により必要と認められる行為等については、必要に応じて行うことができるものとしている（表5-4）。

表5-4 森林生態系保護地域の取扱いの主な方針

| | |
|--------|---|
| 保存地区 | 原則として、人為を加えずに自然の推移に委ねる。 |
| 保全利用地区 | 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図る。 |

5. c. 3. 国指定鳥獣保護区

「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣の保護の観点から、環境大臣が必要に応じて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）に基づき、鳥獣の保護を図る必要のある区域として指定する地域である。国内では同法に基づき鳥獣の捕獲等には環境大臣等の許可が必要とされているが、狩猟については狩猟免許や狩猟者登録等の他の手続きを行うことにより、猟期における狩猟鳥獣の捕獲等許可の手続きは必要ない。~~必要とし、この限りではない。~~しかし鳥獣保護区の区域内では狩猟についても禁止されている（表5-5）。また、鳥獣保護区のうち鳥獣の保護又は生息地の保護を図るために特に必要がある区域は、一定の開発行為が規制される「特別保護地区」に指定されている。

国指定湯湾岳鳥獣保護区

スダジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、イスノキ等の常緑広葉樹が優先する森林地域で、アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、アカヒゲをはじめとする希少鳥獣の生息地として、同法に基づき1965年に指定された。この区域の全部が推薦地若しくは緩衝地帯に含まれている。

国指定やんばる（安田）鳥獣保護区

スダジイを中心とする常緑広葉樹林が広がっており、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、ケナガネズミをはじめとする希少鳥獣の生息地として、同法に基づき 2009 年に国指定鳥獣保護区に指定された。このうち集落周辺等を除きのぞき、推薦地若しくは緩衝地帯に含まれている。

国指定やんばる（安波）鳥獣保護区

スダジイを中心とする常緑広葉樹林が広がっており、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲをはじめとする希少鳥獣の生息地として、同法に基づき 2009 年に指定された。このうち陸域のほとんどが推薦地若しくは緩衝地帯に含まれている。

国指定西表鳥獣保護区

スダジイやオキナワウラジロガシを中心とした原生的な常緑広葉樹林が広がっており、イリオモテヤマネコ、カンムリワシ、キンバトをはじめとする希少鳥獣の生息地として、1992 年に指定された。この区域の全部が推薦地若しくは緩衝地帯に含まれている。

表 5-5 各地域の規制内容

| 鳥獣保護区内で禁止されている行為 | 特別保護地区内で環境大臣の許可が必要な行為 |
|------------------|--|
| 狩猟 | ①工作物の新改増築 ②水面の埋め立て、干拓 ③木竹の伐採 ④特別保護地区内に指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるもの |

5. c. 4. 国内希少野生動植物種

「国内希少野生動植物種」は、国内に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき、政令で定められるものである。

推薦地に生息・生育する動植物のうち、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、アマミトゲネズミ、トクノシマトゲネズミの哺乳類 6 種、アマミヤマシギ、ヤンバルクイナ、オーストンオオアカゲラ、ノグチゲラ等鳥類 13 種、クロイワトカゲモドキ、オビトカゲモドキの爬虫類 2 種、ホルストガエル、オットンガエル、ナミエガエル、オキナワイシカワガエル、アマミイシカワガエル、イボイモリの両生類 6 種、オキナワマルバネクワガタ、ヤンバルテナガコガネ等昆虫 3 種、陸水性甲殻十脚類 1 種、アマミデンダ、オキナワセッコク等植物 2823 種が国内希少野生動植物種に指定されており、捕獲、採取、殺傷、損傷、譲渡し等が禁止されている。

これら国内希少野生動植物種のうち、アマミノクロウサギ、ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ等7種については、個体の繁殖の促進やその生息・生育地の整備などの事業を適切かつ効果的に実施するため、種の保存法に基づき「保護増殖事業計画」が定められており、これに基づき、自然状態で安定的な存続を目標として、生息状況の把握、生息環境の維持及び改善、飼育下繁殖等が実施されている（付属資料 2-2 参照）。

5. c. 5. 天然記念物

「天然記念物」は、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存すること等を目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。また、それらのうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定されている。

推薦地にかかるものとして、動物の分類では、アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコ、ノグチゲラ、カンムリワシが特別天然記念物に、ケナガネズミ、トゲネズミの哺乳類2件、ヤンバルクイナ、オーストンオオアカゲラ、ルリカケス等の鳥類7件、セマルハコガメ、リュウキュウヤマガメ、キシノウエトカゲの爬虫類3件、ヤンバルテナガコガネの昆虫類1件、オカヤドカリ（同属の7種を含む）の甲殻類1件が天然記念物に、植物の分類では、ウブンドルのヤエヤマヤシ群落の1件が天然記念物に指定されている。また、天然保護区域は、保護すべき天然記念物に富んだ一定の区域であり、天然保護区域その分類で、神屋・湯湾岳、仲間川天然保護区域、与那覇岳天然保護区域の3件が天然記念物に指定されている。

天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。

5. c. 6. 外来種対策に係る制度

~~「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づき、推薦地に生息・生育する外来種のうち、ファイリマングース、オオヒキガエル、シロアゴガエル、オオキンケイギク等が特定外来生物に指定され、輸入、飼養、栽培、保管又は運搬等並びに放出、植栽又は播種等が規制されている。~~

侵略的外来種対策としては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）ではのもと、海外から導入されることによって我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等が防除等を講ずることによって、特定外来生物の侵入、拡散を防止することとしている。推薦地ではの防除としては、既に定着しているファイリマングースの防除事業（奄美大島、沖縄島北部）の他、後述の、侵入初期段階におけるオオヒキガエル及びシロアゴガエル（西表島）やツルヒヨドリ（奄美大島、沖縄島北部、西表島）の防除等を実施している。

加えて、国外由来のみならず国内由来の外来種も含めて、生態系、人の生命・身体、農林水

産業に影響を及ぼす、又はそのおそれのあるものを「生態系被害防止外来種リスト」としてまとめ止め、広く注意喚起を行い、侵略的外来種の侵入拡散の防止を図っている。

また、2015年に策定された「外来種被害防止行動計画（環境省、農林水産省、国土交通省）」では外来種対策について、国、地方自治体、民間団体、企業、研究者、国民等の多様な主体が外来種対策に取り組むに当たっての行動指針や、外来種対策を効果的、効率的に実施するための考え方が整理されている。~~おり、~~本計画では、新たに侵入する侵略的外来種への対応について、未定着の段階で新たな侵入を早期に発見するための情報収集体制の整備やモニタリングを実施していくこと、また、侵入が確認された場合には早期に根絶を目指し迅速に対応することが重要としており、これも踏まえ対策を進める。

なお、鹿児島県では、外来種による生態系への被害を防止することを目的とし、被害を及ぼす外来種の指定、指定された外来種の飼養等の適正な取扱いなどを定める条例を制定することとしている。

5. c. 7. 北部訓練場の自然環境保全に関する米側との協力 【調整中】

5. d. 推薦地のある地域に関する計画

推薦地及び緩衝地帯の保全と利用に関する計画としては、保護規制や利用施設計画を定める国立公園の公園計画や森林生態系保護地域をはじめとする国有林野の管理の方針等を定めた地域管理経営計画等、表 5-6-1～4 に掲げる関連計画がある。

表 5-6-1 推薦地及び緩衝地帯に関連する計画（奄美大島）

| 計画名称 | 根拠法令等 | 責任機関 | 目的 | 要約 |
|---------------------|-----------------------|------|--|--|
| 奄美群島国立公園公園計画 | 自然公園法第7条 | 環境省 | 国立公園の風致景観を維持するための方針を明らかにし、併せて公園として適正な利用を推進するための方針を示すことにより、公園の適正な運営を行うための基本的な指針とする | 奄美群島国立公園の持つ独特の生態系と動植物相を踏まえ、公園の風致景観を保護するとともに、適正な利用が行われるよう、積極的に必要な規制計画・事業計画を示す |
| 地域管理経営計画（奄美大島森林計画区） | 国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項 | 林野庁 | 国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、奄美大島森林計画区における国有林野の管理経営に関する事項を定めた5年間の計画で、国有林野の管理経営については当該計画に基づき適切に行うもの | 国有林野に関する基本的な事項、森林生態系保護地域を含む国有林野の維持・保全に関する事項、林産物の供給に関する事項及び国有林野の活用に関する事項等について記載 |
| 奄美群島森林生態系保護地域保全管理計画 | | 林野庁 | 奄美群島森林生態系保護地域において、奄美群島の特異な自然をこれ以上劣化させず後の世に残すと同時に、徐々に原生的な自然に回復させることを目標とし、奄美群島の特質を踏まえた国有林野の保全管理の | 奄美群島固有の生態系を保護するための外来種対策の計画的な推進 利用による固有の生態系へのインパクトの軽減を図るための利用と保護の調整 |

| 計画名称 | 根拠法令等 | 責任機関 | 目的 | 要約 |
|--|---|------------------|---|--|
| | | | あり方を明らかにするもの | |
| 国指定湯湾岳鳥獣保護区指定計画、国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区指定計画 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条、 第29 条 | 環境省 | 国際的又は全国的な見地から重要な鳥獣及びその生息地の保護 | 指定する区域、面積、生息する鳥獣、保護に関する指針等を記載 |
| 保護増殖事業計画（アマヤマシギ、オオトラツグミ、アマミノクロウサギ） | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 45 条 | 環境省、農林水産省（林野庁）など | 保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため定めるもの | 保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域、保護増殖事業の内容、その他保護増殖事業が適正かつ、効果的に実施されるために必要な事項 |
| 奄美群島振興開発計画 | 奄美群島振興開発特別措置法第 5 条 | 鹿児島県 | 国が定める奄美群島振興開発基本方針に基づき、奄美群島の振興開発の方向を示す計画 | 奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力を増進することを基本理念として、地域主体の取組を推進するとともに、定住促進、交流拡大等の方策について記載 |
| 奄美大島地域森林計画 | 森林法第 5 条 | 鹿児島県 | 森林・林業に関する政策の方向・目標を策定推進するため、奄美大島森林計画区の民有林について 5 年ごとにたてる 10 年計画 | 対象とする森林の区域、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標並びに伐採・造林等の計画量を定めるとともに市町村森林整備計画の指針・基準について記載 |
| 第 2 期奄美大島におけるフィリマングース防除実施計画 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 環境省 | 奄美大島における在来種の回復を図るため、特定外来生物であるフィリマングースの奄美大島からの完全排 | 防除を行う地域、防除の目標、防除の体制、実施内容等を記載 |

| 計画名称 | 根拠法令等 | 責任機関 | 目的 | 要約 |
|--|-------|---|---|---|
| | | | 除を目標とした計画 | |
| 奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画 | | 環境省 鹿児島県 奄美大島5市町村 | 奄美大島の固有種・希少種を含む生態系に対し、ノネコの影響を取り除き、発生源対策を講じることで、島の在来生態系を保全するための計画。 | 計画の基本方針、希少種生息域からのノネコの捕獲排除（体制、実施地域、捕獲・モニタリングの進め方、捕獲後の対応）、発生源対策（体制、実施地域、取組とその進め方）等を記載 |

表 5-6-2 推薦地及び緩衝地帯に関連する計画（徳之島）

| 計画名称 | 根拠法令等 | 責任機関 | 目的 | 要約 |
|-----------------------------|---------|------|----|----|
| 奄美群島国立公園公園計画 | 奄美大島に同じ | | | |
| 地域管理経営計画（奄美大島森林計画区） | 奄美大島に同じ | | | |
| 奄美群島森林生態系保護地域保全管理計画 | 奄美大島に同じ | | | |
| 保護増殖事業計画（アマミヤマシギ、アマミノクロウサギ） | 奄美大島に同じ | | | |
| 奄美群島振興開発計画 | 奄美大島に同じ | | | |
| 奄美大島地域森林計画 | 奄美大島に同じ | | | |



犬田布岬からの眺望（奄美群島国立公園、徳之島） 写真：環境省

表 5-6-3 推薦地及び緩衝地帯に関連する計画（沖縄島北部）

| 計画名称 | 根拠法令等 | 責任機関 | 目的 | 要約 |
|---------------------|-----------------------|------|---|--|
| やんばる国立公園公園計画 | 自然公園法第7条 | 環境省 | 国立公園の風致景観を維持するための方針を明らかにし、併せて公園として適正な利用を推進するための方針を示すことにより、公園の適正な運営を行うための基本的な指針とする | やんばる国立公園の持つ独特の生態系と動植物相を踏まえ、公園の風致景観を保護するとともに、適正な利用が行われるよう、必要な規制計画・事業計画を示す |
| 地域管理経営計画(沖縄北部森林計画区) | 国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項 | 林野庁 | 国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、沖縄北部森林計画区における国有林野の管理経営に関する事項を定めた5年間の計画で、沖縄島北部の国有林野 | 国有林野に関する基本的な事項、森林生態系保護地域を含む国有林野の維持・保全に関する事項、林産物の供給に関する事項及び国有林野の活用に関する事項等について |

| 計画名称 | 根拠法令等 | 責任機関 | 目的 | 要約 |
|---|--|---------------------|--|--|
| | | | の管理経営については当該計画に基づき適切に行うもの | て記載 |
| やんばる森林生態系保護地域保全管理計画(仮) | | 林野庁 | やんばる森林生態系保護地域において、沖縄島北部の特異な自然をこれ以上劣化させず後の世に残すと同時に、徐々に原生的な自然に回復させることを目標とし、沖縄島北部の特質を踏まえた国有林野の保全管理のあり方を明らかにするもの | 沖縄島北部固有の生態系を保護するための外来種対策の計画的な推進 利用による固有の生態系へのインパクトの軽減を図るための利用と保護の調整 |
| 国指定やんばる(安田)鳥獣保護区指定計画、 国指定やんばる(安田)鳥獣保護区指定計画 、 国指定やんばる(安田)鳥獣保護区特別保護地区指定計画 、 国指定やんばる(安波)鳥獣保護区特別保護地区鳥獣保護区指定計画 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条、 第29条 | 環境省 | 国際的又は全国的な見地から重要な鳥獣及びその生息地の保護 | 指定する区域、面積、生息する鳥獣、保護に関する指針等を記載 |
| 保護増殖事業計画(ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナゴガネ) | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第45条 | 環境省、農林水産省(林野庁)など | 保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため定めるもの | 保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域、保護増殖事業の内容、その他保護増殖事業が適正かつ効 |

| 計画名称 | 根拠法令等 | 責任機関 | 目的 | 要約 |
|-----------------------------|-----------------------------|---------|---|---|
| | | | | 果的に実施されるために必要な事項 |
| 沖縄振興計画 | 沖縄振興特別措置法 | 沖縄県 | 国が定める沖縄振興基本方針に基づき定めた、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策に関する計画 | 沖縄の自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成することを目標として、振興の方向性や考え方について記載 |
| 沖縄北部地域森林計画 | 森林法第5条 | 沖縄県 | 沖縄北部森林計画区の民有林について5年ごとにたてる10年計画で、民有林の森林整備及び保全の目標、伐採・造林等の計画量を定めるもの | 対象とする森林の区域、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標、森林病虫害の被害対策の方針等を記載 |
| 第3.2期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 環境省、沖縄県 | やんばる地域の生態系を回復し、安定した状態で保全するために、第1北上防止柵以北からのマングース完全排除と再侵入防止を目標とする計画 | 防除を行う地域、防除の目標、防除の体制、実施内容等を記載 |



マングース北上防止柵（沖縄島北部） 写真：環境省

表 5-6-4 推薦地及び緩衝地帯に関連する計画（西表島）

| 計画名称 | 根拠法令等 | 責任機関 | 目的 | 要約 |
|----------------------|-----------------------|------|--|--|
| 西表石垣国立公園公園計画 | 自然公園法第7条 | 環境省 | 国立公園の風致景観を維持するための方針を明らかにし、併せて公園として適正な利用を推進するための方針を示すことにより、公園の適正な運営を行うための基本的な指針とする | 西表石垣国立公園の持つ独特の生態系と動植物相を踏まえ、公園の風致景観を保護するとともに、適正な利用が行われるよう、必要な規制計画・事業計画を示す |
| 地域管理経営計画（宮古八重山森林計画区） | 国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項 | 林野庁 | 国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、宮古八重山森林計画区における国有林野の管理経営に関する事項を定めた5年間の計画で、宮古八重山地域の国有林野の管理経営については当該計画に基づき適切に行うもの | 国有林野に関する基本的な事項、森林生態系保護地域を含む国有林野の維持・保全に関する事項、林産物の供給に関する事項及び国有林野の活用に関する事項等について記載。宮古八重山地域の特異な生態系をできるだけ広く一体として保全するため、既設の保護林を再編するとともに西表島森林生態系保護地域に設定し、適切な保護を図る。 |
| 西表島森林生態系保護地域保全管理計画 | | 林野庁 | 西表島森林生態系保護地域において、西表島の特異な自然をこれ以上劣化させず後の世に残すととも <u>当時</u> に、徐々に原生的な自然に回復させることを目標とし、西表島の特質を踏まえた国有林 | <ul style="list-style-type: none"> ・西表島固有の生態系を保護するための外来種駆除等の計画的な推進 ・利用による固有の生態系へのインパクトの軽減を図るための利用と保護の調整 |

| 計画名称 | 根拠法令等 | 責任機関 | 目的 | 要約 |
|--|--------------------------------------|----------------|---|---|
| | | | 野の保全管理のあり方を明らかにするもの | |
| 国指定西表鳥獣保護区指定計画、国指定西表鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区指定計画 | 鳥獣の保護及び管理狩猟並びに狩猟管理の適正化に関する法律第28条、29条 | 環境省 | 国際的又は全国的な見地から重要な鳥獣及びその生息地の保護 | 指定する区域、面積、生息する鳥獣、保護に関する指針等を記載 |
| 保護増殖事業計画（イリオモテヤマネコ） | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第45条 | 環境省、農林水産省（林野庁） | 保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため定めるもの | 保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域、保護増殖事業の内容、その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項 |
| 沖縄振興計画 | 沖縄振興特別措置法 | 沖縄県 | 国が定める沖縄振興基本方針に基づき定めた、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策に関する計画 | 沖縄の自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成することを目標として、振興の方向性や考え方について記載 |
| 宮古八重山地域森林計画 | 森林法第5条 | 沖縄県 | 宮古八重山森林計画区の民有林について5年ごとにたてる10年計画で、民有林の森林整備及び保全の目標、伐採・造林等の計画量を定めるもの | 対象とする森林の区域、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標、森林病虫害の被害対策の方針等を記載 |
| 沖縄八重山地域におけるオオヒキガエル防除実施計画 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 | 環境省 | 適切な監視体制を確立し侵入初期における予防的な防除を図るとともに、侵入が確認された場合は初期段階での徹底した防除を行うことを目的 | 防除を行う地域、防除の目標、防除の体制、実施内容等を記載 |

5. e. 資産管理計画（またはその他の管理システム）

5. e. 1. 推薦地の管理計画

極めて多様かつ特異な価値を有する推薦地の自然環境を将来にわたり適正に保全・管理していくことを目的として、4 島の全体的な管理の方針である「世界自然遺産推薦地包括的管理計画（以下、「管理計画」という。）（以下、「管理計画」という）」を策定したする。

管理計画は、推薦地の保全に係る各種制度を所管する管理機関が、その他の関係行政機関、周辺住民、観光・農業・林業など関係する事業者、研究者・NPO 等（以下、「関係者」という。）と、相互に緊密な連携・協力を図りながら、推薦地を適正かつ円滑に管理するため、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにするものである。

管理計画の概要は以下のとおりである。また、管理計画の全文を付属資料 1 に添付する。

a. 管理計画の対象範囲

推薦地の自然環境を保全するためには、外来種の駆除や新たな侵入予防の取組、絶滅危惧種・固有種の生育・生息地の連続性の確保、緩衝機能の補強などに取り組む必要があることから、管理計画では、推薦地・緩衝地帯のほか、その周辺に「周辺管理地域」を設定する（1.e. 図 1-7~10 参照）。隣接する周辺管理地域が、緩衝地帯と同様、OUV 顕著な普遍的価値の将来的なにわたる維持と保全管理に貢献しており、推薦地が位置する地域全体を対象として異なる 3 区分を設定し、地域全体を管理計画の対象区域として捉えることで、多くの関係者の協力の下、有機的な推薦地の管理を図ることが可能である。

● 推薦地

- 完全性の条件を含む顕著な普遍的価値を有する地域。
- 世界遺産登録時の状況が将来にわたって維持又は強化されるよう、国による適切な法的保護担保措置を施す地域。主に、国立公園の特別保護地区、第 1 種特別地域又は森林生態系保護地域の保存地区に指定されている。なお一部、国立公園の第 2 種特別地域及び森林生態系保護地域保全利用地区が含まれるが、2019 年度での国立公園の第 1 種特別地域への格上げに向けて、法令等に基づく所定の手続きを進めることとし既、手続きが完了するまでは、第 1 種特別地域と同等の土地の取扱を行っていくことについて、土地所有者・利害関係者により同意されている。さらに、これらに加えて、国指定鳥獣保護区、天然記念物に指定されている。

● 緩衝地帯

- 推薦地に直に接し、推薦地をおおよそ包むように位置し、資産とその保護を支える機能をもつ地域及び特性が含まれる地域。
- 推薦する資産の効果的な保護を目的として、法的または慣習的手法によって補完的な利用及び開発の規制を行う地域。主に、国立公園の第 2 種特別地域又は森林生態系保護地域の保全利用地区等に指定されている。また、一部は、推薦区域に結合していない国立公園の特別保護地区又は第 1 種特別地域、推薦区域に隣接する国有林

又は国立公園の第3種特別地域であり、かつ生物多様性に配慮した森林施業を行うことが合意されている区域になっている。

- 特に、上記の特別保護地区又は第1種特別地域については、推薦区域に結合されないため緩衝地帯としているが、これらの区域については、亜熱帯多雨林の良好な自然環境が広がり、推薦地と同様の保護管理が図られており、また、推薦地とはその他の緩衝地帯の亜熱帯多雨林を介して生態的な連続性を有していることから、メタ個体群保存の観点から推薦地の価値及び完全性に貢献している。

● 周辺管理地域

- 推薦地や緩衝地帯の周辺地域（必要に応じ、周辺の航路等も含む）。
- 法的または慣習的手法等による保全・管理、持続可能な利用、遺産地域の保全に係る普及啓発等をはじめとし、資産を維持又は強化するため若しくは資産の保全・管理上必要な取組（例：外来種対策、違法採集対策、環境学習、観光管理対策など）を実施する地域であり、緩衝地帯と同様、~~OUV~~顕著な普遍的価値の将来にわたる的~~な~~維持と保全管理に貢献している。
- 上記については、広域的な取組が必要であることから、奄美大島、徳之島、沖縄島北部については、関係する市町村の行政区を、西表島については、島全体を基本として、周辺管理地域を設定する。

○管理計画の対象範囲の詳細

推薦地・緩衝地帯・周辺管理地域の詳細を以下に示す（1.e. 図 1-7～10 参照）。

1)奄美大島

奄美大島は琉球列島の中では沖縄島に次ぐ大きな島である。起伏が比較的大きく、谷が入り組み、地形が複雑でありるが、山稜部には標高 300m 前後の浸食小起伏面が広がっている（町田ほか, 2001）。島の周囲はリアス式海岸が発達して複雑で、海成段丘と低地はわずかに分布するのみである。海成段丘は島の北東部に分布している（池田, 1977）。奄美大島には、遺存固有種のアマミノクロウサギやルリカケス、アマミテンナンショウ等や遺存固有種かつ新固有種であるアマミトゲネズミ等に代表される、中琉球の種分化のパターンを示す多様な陸生動植物等が分布する。

推薦地は主に島中央部の山地であり、緩衝地帯は推薦地をおおよそ包むように位置し、周辺管理地域はそれら以外の奄美大島の地域となる。

2)徳之島

徳之島は中部から北部が山地で、その周囲の南部から西部にかけては低平な斜面が広く分布しており、海成段丘がよく発達する。徳之島には、アマミノクロウサギ等の遺存固有種や遺存固有種かつ新固有種であるトクノシマトゲネズミやオビトカゲモドキ等に代表される、中琉球の種分化のパターンを示す多様な陸生動植物等が分布する。推薦地は島の中央部から北部の山地であり、緩衝地帯は推薦地を包むように位置し、周辺管理地域はそれら以外の徳之島の地域

となる。

3) 沖縄島北部

沖縄島は琉球列島最大の島で、南北に細長く伸び、島の北部には山地と海成段丘が広く分布する。沖縄島には、リュウキュウヤマガメやナミエガエル、ヤンバルテナゴコガネ等の遺存固有種や遺存固有種かつ新固有種であるオキナワトゲネズミ等に代表される、中琉球の種分化のパターンを示す多様な陸生動植物等が分布する。

推薦地はやんばる3村の山地部である。地形は全体に起伏が大きく、谷が入り組んで複雑である。標高400m前後の主稜線が北東-南西方向に伸び、~~最高所の与那覇岳は沖縄島の最高所でもある。~~標高240m以下には数段の海成段丘が発達する(木庭, 1980)。緩衝地帯は推薦地の北西部に平行して位置し、周辺管理地域は推薦地・緩衝地帯以外で米軍北部訓練場を除いたやんばる3村となる。周辺管理地域には、本推薦においては完全性の要件を満たさず顕著な普遍的価値 OUV に該当しない小規模な地域ではあるが、学術的価値がある古生層石灰岩地に特有の特徴的な植生が見られる辺戸岬やネクマチヅ岳も含まれる。なお、沖縄島北部には米軍北部訓練場が推薦地に隣接する。当該訓練場における自然環境に関しては、「5.c.7.北部訓練場の自然環境保全に関する米側との協力」で詳述するとおり保全管理が図られており、推薦資産に対する重要な実質的緩衝地帯として機能し、景観の連続性に貢献し、固有種・絶滅危惧種の重要な生息地を提供している。

4) 西表島

西表島は東端の一部を除くほぼ全域が標高300~450mの小起伏面となっている。浦内川、仲間川等の河川は小起伏面の発達する山地を削って桶状の深い谷を形成しており、その河口は潮の干満の影響を受け汽水域が発達し、マングローブ林が分布している。~~している。~~島全体は山地で南岸は海食崖となっているが、河口付近の低地のほか、島の北部から南東部には海成段丘が発達する(町田ほか, 2001)。西表島には、イリオモテヤマネコなど、大陸等と近縁関係の強い固有種/亜種をはじめとする多様な陸生動植物等が分布する。

推薦地は島の河川区域を含む山地部分で、島の大半が推薦地となっており、緩衝地帯はこれに隣接するエリアに設定され、周辺管理地域はそれ以外の西表島の地域となる。

b. 管理の枠組みと体制

管理計画では、推薦地を含む4地域に共通する全体目標や管理方針などの包括的な項目とともに、4地域それぞれの特性と課題を踏まえ、地域の対策の目標と具体的な内容を整理した地域別の行動計画を示す(図5-3)。

管理機関や関係者は、連携を図りつつ、管理計画に沿って5.cに記載した保護措置を適切に運用し、推薦地の優れた自然環境の価値を保全するとともに、外来種対策や希少種対策をはじめとした保全・管理の取組を、管理計画に沿って、管理機関や関係者が連携して実施する。そのための体制については、5.e.2から5.e.3のとおりである(3.1.e.: 図3-2も参照)。

c. 管理の基本的考え方と方策

● 自然環境の保全

推薦地のクライテリア ~~※~~及び ~~x~~ に関する価値について、5.c に掲げる各種保護制度を所管する管理機関が、制度の適切な運用により保護する。

また、管理機関と地域の関係者は、積極的な連携・協力のもと、希少種の保護・増殖、外来種による影響の排除・低減、産業と調和、適正利用とエコツーリズム、地域社会の参加・協働、適切なモニタリング等の取組 ~~の~~ ごとに、基本方針や具体的な対策の方向性を示し、保全・管理を進める。

● 順応的な保全・管理の実施

取組の実施主体は、保全・管理対策の実施に伴う自然環境の変化を適切に把握できるようモニタリングを実施し、専門家からの助言等を得つつ科学的に評価し、その後の対策に反映させる順応的な保全・管理を進める。

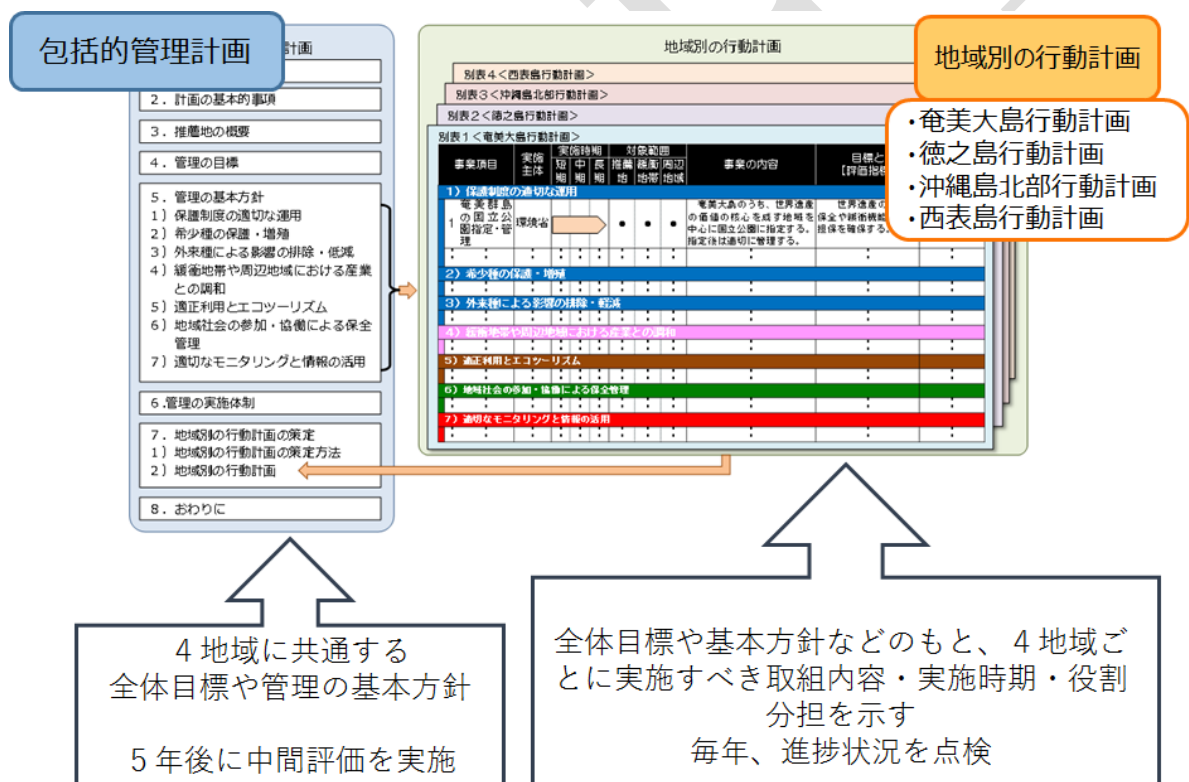


図 5-3 推薦地の管理計画の枠組み

5. e. 2. 推薦地の全体的管理

推薦地は複数の法的制度で管理された4島にまたがるシリアル資産であり、各制度を所管する管理機関は、密接な連携の下、保護地域の管理、外来種対策、適正利用の推進など推薦地の保護に向けた取組を、一体的かつ円滑に実施していくことが重要である。

そのため推薦地では、日本国内の他の世界自然遺産の管理で成功している体制を準用し、さらに、推薦地が4島にまたがり、関係者が多岐にわたるという本件推薦の特徴を踏まえて、現地レベルでの管理の実効性や機動性を確保するために、「地域部会」や「ワーキンググループ」といった工夫を加えた、推薦地の全体的管理体制を以下のように構築している（図5-4）。

なお、この全体的管理に関しては、環境省那覇自然環境事務所長が「地域連絡会議」の事務局長を担うなど、中心的役割を担っている。

1) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議／地域部会

奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島は、2県12市町村という多くの行政区にまたがっている。また、いずれも有人島で推薦地周辺には多くの住民が生活しており、絶滅危惧種や固有種の生息・生育環境と住民生活や産業活動の場が近接し、一部は重複する場合もあることから、住民の生活、産業との調整が必要であり、住民の理解と協力がなくては推薦地の適切な管理が実施できない。

そのため、本資産の管理に関係する全ての行政機関（国、県、地元の12市町村：管理機関）管理機関から構成される世界自然遺産候補地「地域連絡会議」（以下、「地域連絡会議」という。）を設置し、「包括的管理計画」の策定・点検、本資産の管理に関わる取組の合意形成等を行っている。するとともに、さらに「地域連絡会議」の下に、管理機関のほか、地元の関係行政機関、関係団体、NPO等から構成される4つの「地域部会」を、4地域島それぞれに地域連絡会議の下に設置し、地域の実情に合わせた議論や「包括的管理計画」に位置付けられた地域別の行動計画の進捗確認を行い、構成機関の相互の役割分担と協力のもとに推薦地の保全・管理を進めている。

2) 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会

推薦地の管理にあたっては、最新の科学的知見に基づいて、モニタリングを行い、その結果を評価し、適切にフィードバックをすることが必要である。そのため、当該地域の自然に知見のある専門家等から構成される世界自然遺産候補地科学委員会（以下、「科学委員会」という。）を設置し、さらにその下に県単位で2つの「地域ワーキンググループ」を設置し、「地域連絡会議」及び「各地域部会」における「包括的管理計画」や島ごと毎の地域別行動計画の策定、見直し、各種事業の実施にあたって、専門的な助言を得られる体制を構築し、科学的知見に基づく管理を担保している。ものとする。

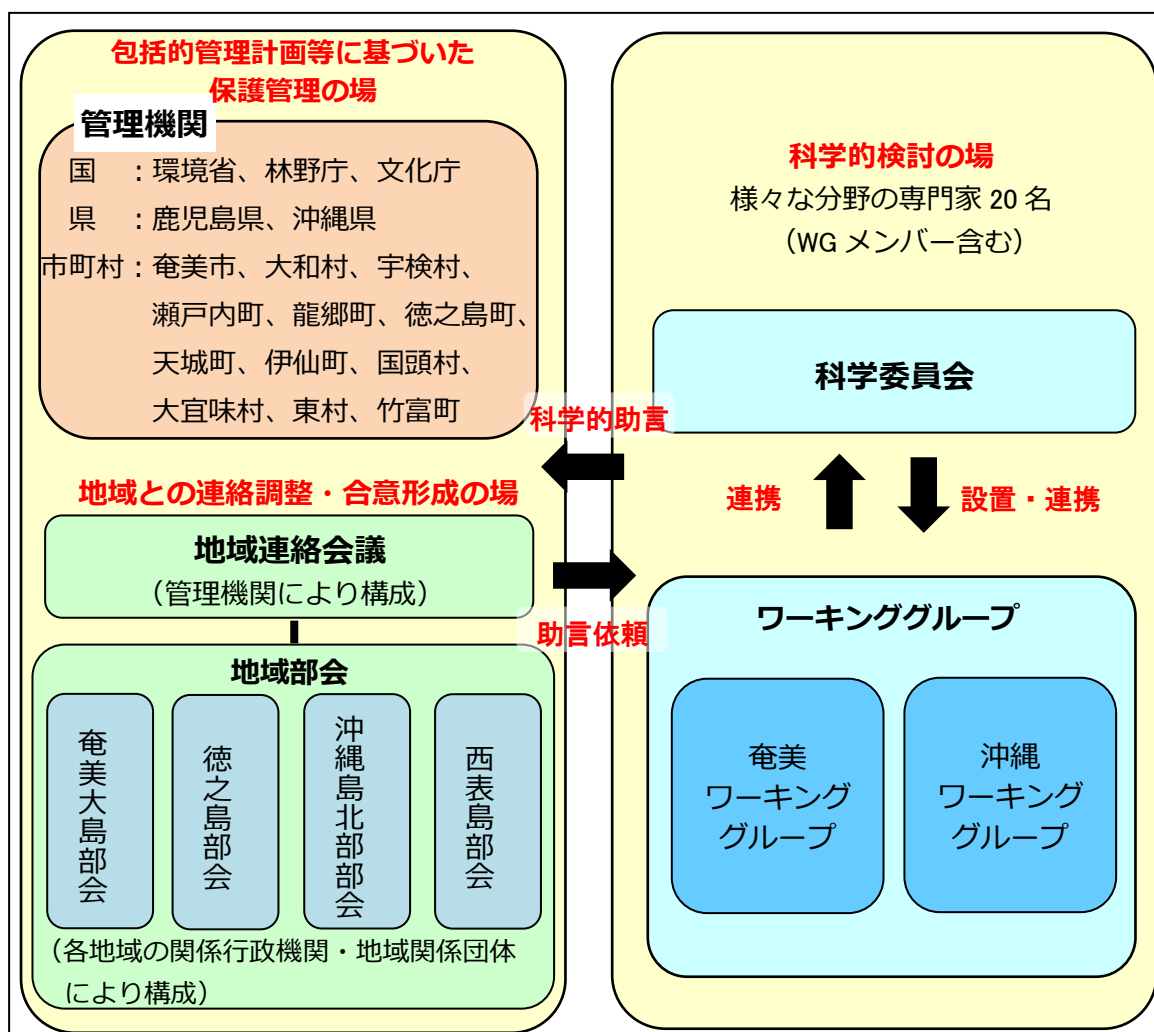


図 5-4 推薦地の全体的管理体制

5. e. 34. **各地域島の現場レベルの日常的管理各機関による取組**

環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、沖縄県、関係市町村の行政機関及び地域連絡会議に設けられた島毎の地域部会を構成する各団体は、上述の各種計画や会議の決定事項に基づいて、適切な役割分担の下にそれぞれの取組を推進する。

現場レベルの日常的な管理は、各地域島の管理機関が所管する制度等を踏まえて、関係団体、地域住民など様々な関係者が連携して進めている。4 地域島それぞれには、環境省那覇自然環境事務所の下部組織である自然保護官事務所が配置されており、現場レベルの日常的な管理に当たって、自然保護官が中心となり、各島の森林官、県、市町村、その他の関係行政機関、NPO、等の民間団体との日常的な連絡調整及び合意形成を行っている。

また、マングース対策や希少種の密猟防止、適正利用の推進等の個別の課題ごとに、関係行政機関・関係団体や、有識者から構成された検討会などが設置されており、戦略の検討、情報

共有、連携等が図られている。

これらの現場レベルの日常的な管理は、地域別に定められた行動計画に位置付けられており、「地域連絡会議」や「地域部会」により進捗確認が行われている。また、顕著な普遍的価値の属性である固有種及び絶滅危惧種 **OUV** に関する属性種の生息状況等の重要な情報については、上記の検討会と「地域連絡会議」や「地域部会」との間で共有・調整を図っている。

「奄美大島における希少種の違法採集防止に係る管理体制」を具体的な事例として、図 5-5 に、現場レベルの日常的な管理と推薦地の全体的管理の関係性について示した。

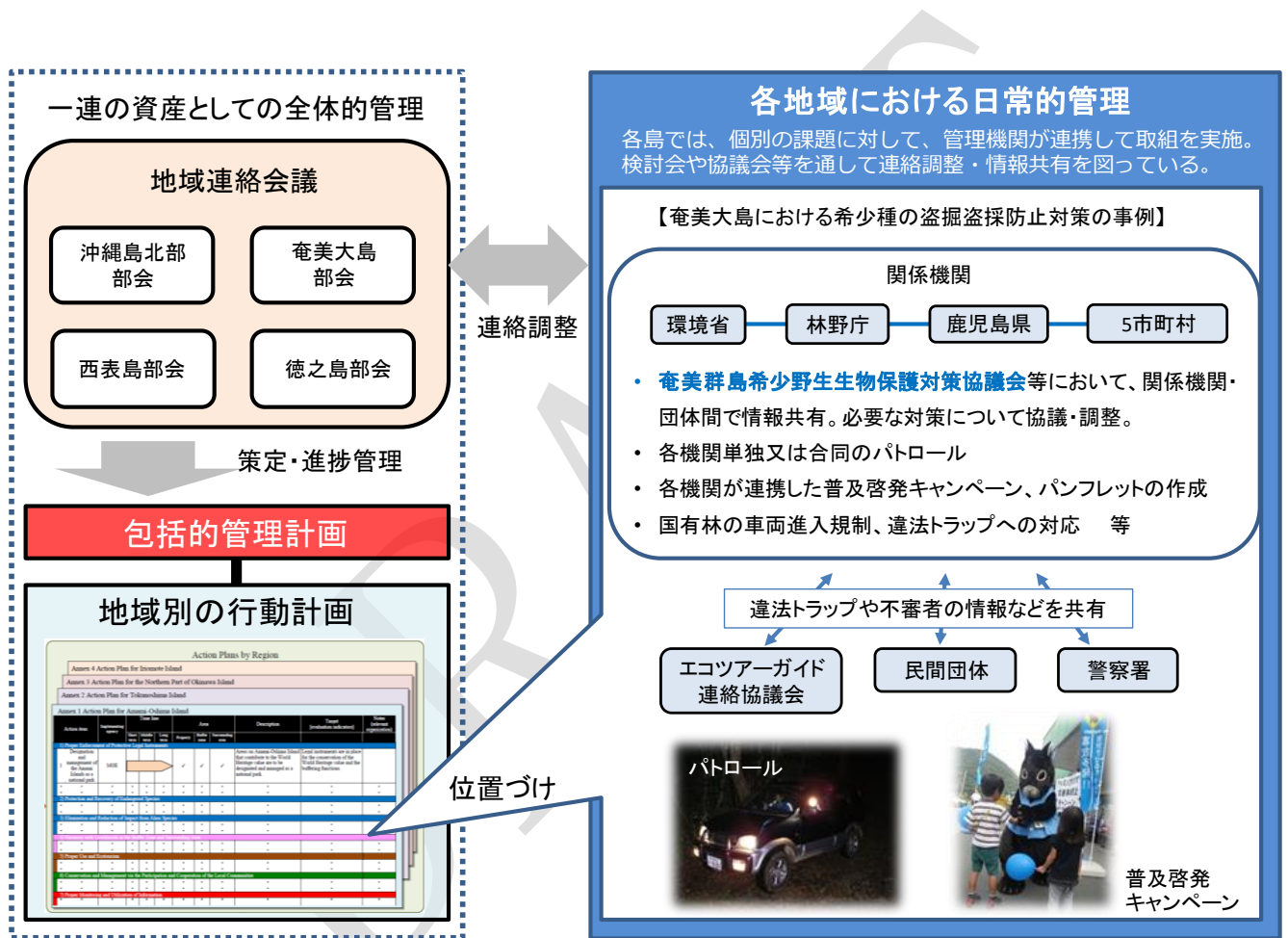


図 5-5 推薦地の全体的管理と日常的管理の関係

5. f. 資金源と規模

推薦地の管理は、各種制度、施設等を所管する管理当局がそれぞれ行っており、2018年度における資金源と額及び取組の概要は以下のとおりである。

5. f. 1. 環境省

国立公園、国指定鳥獣保護区等の管理については、環境省が行っており、年間予算額は約 565,133 千円（約 499 万ドル）となっている。（奄美大島における民間企業有地の公有地化に係る予算は額及び年変動が大きいため省く。）

なお国立公園の管理は各県と分担して行っている。

上記予算の用途には主に以下の項目が含まれる。

- ・順応的な保全管理体制の構築
- ・アマミノクロウサギ、ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ等の国内希少野生動物種等の希少野生動物の保護増殖及びモニタリング
- ・国内希少野生動物種の密猟・盗採防止のためのパトロール、普及啓発（チラシ作成・配布、標識設置等）
- ・フイリマングース、オオヒキガエル等外来種生物の防除、普及啓発
- ・~~トゲネズミ類の保全手法検討~~
- ・~~トカゲモドキ類の生息状況調査~~
- ・希少種生息域（森林内）におけるネコ対策及び飼いネコの適正飼養推進
- ・野生動物保護センター、自然保護官事務所の管理運営
- ・国立公園の管理、普及啓発
- ・国立公園の保護利用に係る施設の整備、~~管理、普及啓発~~

※予算額の換算は 2018 年 11 月 6 日時点の為替レートで算出
(1USD=113.35 円)

上記予算はすべて国費により賄われており、今後も必要な予算については引き続き確保していく予定である。

5. f. 2. 林野庁

推薦地の約 6 割を占める森林生態系保護地域及び推薦地周辺の国有林については、林野庁が管理を行っており、これらの国有林等の保全管理に関連する年間予算額は約 49,069 千円（約 43 万ドル）となっている。

上記予算の用途には、以下の項目が含まれる。

- ・森林生態系の保全管理に関する普及啓発
- ・推薦地の国有林内の林道管理
- ・森林生態系の保全に配慮した森林の管理手法の検討
- ・~~マングローブ林等の自然再生・植生回復調査~~
- ・~~希少野生動物保護管理対策調査および巡視~~
- ・~~森林生態系の修復を目的とした外来植物（ギンネム・モクマオウ等）の駆除及びモニタリング~~

また、推薦地の適切な森林の保全管理を図るための基礎となる植生分布図を作成するとともに、森林生態系の保全に配慮した森林の管理手法の検討（年間約22,877千円（約23万ドル））を実施している。

これらの予算はすべて国費により賄われており、今後も必要な予算については引き続き確保していく予定である。

5. f. 3. 文化庁

天然記念物の保存と活用に資することを目的として、沖縄県等が実施する事業に対し補助金による財政支援を行っており、その年間予算額は3,444千円（約3万ドル）となっている。上記予算には以下の項目が含まれる。

- ・ケナガネズミの緊急調査

今後も必要な事業には引き続き予算を確保し、補助を行う予定である。

5. f. 4. 鹿児島県

推薦地における自然遺産の価値の維持、環境保全と持続可能な観光利用等との両立、地域住民の気運醸成等についての取組を行っており、年間予算額は平成30年度当初予算ベースで約637,351千円（約562万ドル）となっている。

上記予算の用途には以下の項目が含まれる。

- ・希少野生動植物保護対策

- ・外来種対策

- ・自然環境の保全と観光利用の両立に必要な取組

- ・自然環境に配慮した公共事業の実施に向けた取組

- ・生物多様性に配慮した森林の管理等による遺産区域の緩衝機能の強化

- ・自然環境に配慮した公共事業の実施に向けた取組

- ・利用適正化に向けたルール・体制づくり

- ・希少野生動植物保護対策

- ・外来種対策

- ・世界自然遺産登録普及啓発

上記予算は、奄美群島振興交付金（国費1/2、県費1/2など）及び単独県費によって賄われており、今後も必要な予算については引き続き確保していく予定である。

5. f. 5. 沖縄県

推薦地の整備及び保全管理については、遺産価値の維持と持続的な利用に向けた取組を沖縄県が環境省と分担して行っており、年間予算額（9月末時点）は平成30年度当初予算ベース（9月末時点）で約416,777千円（約368万ドル）となっている。

上記予算の用途には以下の項目が含まれる。

- ・自然公園施設の管理

—・自然公園施設の整備

- ・地域別の行動計画の[検証・見直し策定・運用](#)
- ・イリオモテヤマネコの交通事故防止対策の[実施検証](#)
- ・[ネコ等による希少生物被害の状況調査及び対策の検討](#) / [ネコの捕獲及び譲渡の検討、ノイヌの集中捕獲、犬猫の遺棄防止に係る普及啓発](#)
- ・[西表島における持続可能なエコツアーの推進体制の構築](#)
- ・[沖縄島北部、西表島における持続的観光マスタープランの策定](#)

—・推薦地の適正な利活用を図るための拠点整備構想の策定

- ・世界自然遺産登録の普及啓発
- ・外来種対策（マングース等）
- ・[奄美と沖縄の4島間での子供たちの教育交流](#)
- ・[沖縄の生物多様性の現況調査、生物多様性の情報発信、普及啓発](#)

上記予算は、沖縄振興特別推進交付金（国費 8/10・県費 2/10）や県単費によって賄われており、今後も必要な予算については引き続き確保していく予定である。

5. f. 6. 市町村

○奄美大島（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）

地元自治体としての奄美大島の5市町村は、盗掘・盗採防止パトロール、外来種駆除、外来種としてのネコ対策を行政組織が地域住民と連携して取り組んでいる。また、奄美大島の自然環境の重要性と貴重性を理解し、自然との共生を図りながら貴重な自然を自ら保全する意識をもつための普及啓発もを行っており、これらの年間予算額は約 [81,606](#) 千円（約 [72](#) 万ドル）となっている。

上記予算の[使途](#)には以下の項目が含まれる。

- ・奄美大島自然保護協議会 [運営](#)（パトロール、外来植物防除、普及啓発（パンフ作成、標識設置））
- ・[奄美大島ねこ対策協議会運営（希少種生息域（森林部）から捕獲・排除されたネコの収容施設の運営、集落周辺でのネコの TNR 活動\(Trap：捕獲－Neuter：不妊手術し－Return：元いた場所に戻す活動\)、飼い猫の適正飼養に係る啓発活動\)](#)

上記予算は奄美群島成長戦略推進交付金（国費 5/10、県費 1/10、市町村費 4/10）によって賄われており、今後も必要な予算については引き続き確保していく予定である。

このほか、奄美大島を含む奄美群島には、地域共通の課題に対応するため、地方自治法第1条の3に基づく特別地方公共団体として、奄美群島広域事務組合が設置されている。奄美群島広域事務組合では、エコツーリズムの普及推進として、望ましいエコツーリズムの方針を定めた奄美群島エコツーリズム推進全体構想の策定をはじめ、自然や文化に配慮しながら魅力を伝えられるエコツアーガイドの育成等に取り組んでおり、これらの年間予算額は約 [21,807](#) 千円（約 [19](#) 万ドル）となっている。

○徳之島（徳之島町、天城町、伊仙町）

地元自治体としての徳之島3町は、盗掘・盗採防止パトロールをはじめとする希少種保護活動や、ネコをはじめとする外来種対策を地域住民が主体となり行っている。また、徳之島の自然環境の重要性と貴重性を理解し、自然との共生を図りながら貴重な自然を自ら保全する意識をもつための普及啓発を行っており、これらの年間予算額は約 34,115 千円（約 30 万ドル）となっている。

上記予算には以下の項目が含まれる。

- ・徳之島地区自然保護協議会（パトロール、外来植物防除、普及啓発（パンフ作成、標識設置））
- ・徳之島3町ネコ対策協議会（希少種生息域（森林部）から捕獲・排除されたネコの収容施設の運営、集落周辺でのネコの TNR 活動(Trap：捕獲－Neuter：不妊手術し－Return：元いた場所に戻す活動)、飼い猫の適正飼養に係る啓発)

上記予算は町費等によって賄われており、今後も必要な予算については引き続き確保していく予定である。

このほか奄美大島の項に記述した奄美群島広域事務組合の取組には、徳之島での活動も含まれる。

○沖縄島北部（国頭村、大宜味村、東村）

沖縄島北部3村は、地域住民が「やんばる」の自然環境の重要性と貴重性を理解し、自然との共生を図りながら貴重な自然を自ら保全する意識をもつための普及啓発を行っており、年間予算額は約 57,830 千円（約 60 万ドル）となっている。

上記予算には以下の項目が含まれる。

- ・環境保全・美化推進事業（ネコ対策等）
- ・[やんばる3村世界自然遺産推進協議会（やんばる3村森林ツーリズム部会）運営（普及啓発事業、観光管理事業）](#)
- ・世界自然遺産普及啓発事業
- ・ヤンバルクイナ生態保全確立事業
- ・クイナ自然の森管理運営経費
- ・やんばる自然体験活動協議会運営

上記予算はすべて村費によって賄われており、今後も必要な予算については引き続き確保していく予定である。

○西表島（竹富町）

竹富町は、イリオモテヤマネコ等の希少種の保護及び外来種対策や住民が西表島の自然環境の重要性と貴重性を理解し、自然との共生を図りながら貴重な自然を自ら保全する意識をもつための普及啓発を行っており、年間予算額は約 29,708 千円（約 26 万ドル）となっている。

上記予算には以下の項目が含まれる。

- ・竹富町ペット適正飼養推進事業（ネコ対策）
- ・イリオモテヤマネコ交通事故発生防止連絡会議（環境省共同事務局）
- ・海岸清掃活動、自然休養林清掃活動（島民によるボランティア活動経費）
- ・生物多様性保全推進事業（インドクジャク、イノブタ、外来カエル等外来種対策）
- ・環境保全啓発事業（普及啓発）
- ・[竹富町自然環境保護条例に基づく事業](#)

等

上記予算は、今後も引き続き確保していく予定である。

DRAFT

5. g. 保護管理技術の専門性、研修の提供者

5. g. 1. 環境省

環境省那覇自然環境事務所、奄美、徳之島、やんばる、西表の各自然保護官事務所には、推薦地の保全管理に必要な自然保護制度や保護管理技術に精通した職員が配置されており、自然公園法をはじめとする関係法令等に基づく許認可業務、国内希少野生動植物種の保護増殖事業に関する業務の実施にあたって、施行業者、事業実施者に対して専門的助言を行っている。

また、自然観察会の企画、運営等の普及啓発活動なども実施している。

業務の遂行にあたっては、必要に応じて、大学等の外部専門家による助言を得ることにより、より高度な専門性を確保している（表 5-7）。

表 5-7 業務遂行のための検討会

| 検討会等名称 | 内容 |
|------------------------------|--|
| 奄美希少野生生物保護増殖検討会 | アマミヤマシギ、オオトラツグミ、アマミノクロウサギの保護増殖に関する検討を行う。 |
| やんばる希少野生生物保護増殖検討会 | ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナゴコガネの保護増殖に関する検討を行う。 |
| イリオモテヤマネコ保護増殖検討会 | イリオモテヤマネコの保護増殖に係る検討を行う。 |
| イリオモテヤマネコの交通事故発生防止に関する連絡会議 | イリオモテヤマネコの交通事故発生防止のため、各関係機関及び地元住民による保護対策について検討・連絡調整する（竹富町との合同開催）。 |
| 八重山地域カンムリワシ保護対策連絡会議 | 八重山地域におけるカンムリワシの生息調査及び保護対策について検討・連絡調整する。 |
| 八重山地域オオヒキガエル等防除対策会議 | 八重山地域におけるオオヒキガエル、シロアゴガエル等の防除事業の検討を行う。 |
| 奄美大島マングース防除事業検討会 | 奄美大島におけるマングース防除事業の検討を行う。 |
| 沖縄島北部地域マングース防除事業検討会 | 沖縄島北部地域におけるマングース防除事業の検討を行う（沖縄県との合同開催）。 |
| <u>やんばるロードキル発生防止に関する連絡会議</u> | <u>ヤンバルクイナをはじめ、やんばる地域の希少野生動物のロードキル発生を防止するため自然保護、道路管理、及び道路利用に関連する行政ならびに関係する機関間の緊密な連携を図る。</u> |
| <u>ヤンバルテナゴコガネ等密猟防止協議会</u> | <u>ヤンバルテナゴコガネ、オキナワマルバネクワガタ等の対象種の保全を効果的に推進するため、対象種及びその生息地に関する機関相互の緊密な情報共有を図り、もって生息地における対象種の密猟を防止する。</u> |
| <u>奄美大島生態系維持・回復等業務検討会</u> | <u>奄美大島におけるネコ対策の検討を行う。</u> |

5. g. 2. 林野庁

九州森林管理局には、森林や野生動植物の保全管理に必要な制度や技術などに精通した職員が配置されており、森林法、国有林野の管理経営に関する法律等の関連法令に基づいて国有林野を適切に管理するとともに、関連する業務の遂行にあたり、必要な専門的助言を行っている。

また、森林生態系保護地域の保護・管理、イリオモテヤマネコ等国内希少野生動植物種の保護対策及び外来植物の駆除事業等の実施にあたっては、大学等の外部専門家による助言を得るなど、より高度な専門性を確保している（表 5-8）。

表 5-8 業務遂行のための検討会

| 検討会等名称 | 内容 |
|---|---|
| 九州森林管理局保護林管理委員会 奄美群島森林生態系保護地域 保全管理委員会 | 奄美群島の貴重な森林生態系を将来にわたり適切に保全管理するための検討（保全管理計画、管理及び利用）を行う。 森林生態系保護地域を含む保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行う。 |
| 西表島森林生態系保護地域保全 管理委員会 | 西表島の貴重な森林生態系を将来にわたり適切に保全管理するための検討（保全管理計画、管理及び利用）を行う。 |

5. g. 3. 文化庁

文化庁は、環境省や林野庁と異なり地方機関を有しておらず、県の教育委員会を通じて、間接的に推薦地の保全管理に関わっている。具体的には、文化財保護法に基づく天然記念物に係る許認可業務、天然記念物の保全と活用に資する地方公共団体等が実施する事業に対して専門的助言を行っている。また、必要に応じて、外部専門家による助言を得ることにより、より高度な専門性を確保している。

5. g. 4. 鹿児島県

鹿児島県環境林務部自然保護課並びに及び大島支庁総務企画課及び衛生・環境室には、推薦地の保全管理に必要な自然保護制度や保護管理技術に精通した職員が配置されており、希少野生動植物保護増殖対策事業、外来種の駆除対策事業、自然公園法に基づく許認可に関する業務を行っている。

業務の遂行にあたっては、必要に応じて、外部専門家による助言を得ることにより、より高度な専門性を確保している（表 5-9）。

表 5-9 業務遂行のための検討会

| 検討会等名称 | 内容 |
|--------------------------|--|
| 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 | 自然環境に配慮した公共事業や観光利用の適正化方策など、環境保全や持続可能な利用など登録に必要な取組についての検討を行う。 |
| 鹿児島県希少野生動植物保護対策検討委員会 | 鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例に規定する指定希少野生動植物等の選定等を行うことを目的として設置する。 |
| 鹿児島県外来種対策検討委員会 | 外来種による本県の生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害を防止するため、必要な対策を検討する。 |
| 奄美群島希少野生生物保護対策協議会 | 奄美群島における世界自然遺産候補地としての価値の維持及び改善を図るため、希少野生生物の保護に関し必要な対策について関係機関において協議する。 |
| ノイヌ・ノネコ対策検討会（奄美地区、徳之島地区） | 希少種を捕食するネコへの対策や、その供給源対策について関係機関で対策を検討する。 |

5. g. 5. 沖縄県

沖縄県環境部自然保護課には、推薦地の保全管理に必要な自然保護制度や保護管理技術に精通した職員が配置されており、自然公園法に基づく許認可施設の整備・管理、希少野生動植物保護増殖事業、外来種の駆除事業等対策、自然環境の適正利用に関する業務を行っている。業務の遂行にあたっては、必要に応じて、外部専門家による助言を得ることにより、より高度な専門性を確保している（表 5-10）。

表 5-10 業務遂行のための検討会

| 検討会等名称 | 内容 |
|----------------------------------|--|
| イリオモテヤマネコ交通事故防止対策検討委員会 | イリオモテヤマネコの交通事故対策を強化するため、実証試験手法及び効果検証手法を検討するなど、ヤマネコの交通事故防止対策に向けた基本計画策定に係る検討を行う。 |
| ノイヌ・ノネコ対策検討委員会 | やんばる地域において遺産価値を保全するため、希少野生動物への捕食被害が懸念される森林内のイヌ・ノネコの生息数推定方法や、捕食被害の実態、有効な対策について検討を行う。 |
| <u>ノネコ対策検討委員会</u> | <u>やんばる地域において遺産価値を保全するため、希少野生動物への捕食被害が懸念される森林内のネコの生息数推定方法や、捕食被害の実態、有効な対策について検討を行う。</u> |
| 沖縄島北部地域マングース防除事業検討会 | 沖縄島北部地域におけるマングース防除事業の検討を行う（環境省との合同開催）。 |
| 外来種対策事業検討委員会 | 外来種対策指針 、外来種対策行動計画の策定に向けた検討、グリーンアノール等の効率的な捕獲手法確立等について検討を行う。 |
| <u>適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会</u> | <u>西表島の自然環境の適正利用に向け、フィールドの利用ルールやモニタリング手法、組織体制等について検討を行う。</u> |

5. g. 6. 市町村

世界遺産地域の保全の継続には、地元の協力が不可欠であり、とりわけ基礎自治体である市町村の役割がきわめて大きいと考えられる。すでに奄美大島では島内 5 市町村による生物多様性保全戦略（奄美大島生物多様性地域戦略）を、また、沖縄島北部の大宜味村では地域生物多様性保全計画（大宜味村地域連携保全活動計画）を策定するなど先進的な取組みがなされている。このほか、奄美大島の 5 市町村及び徳之島の 3 町による希少野生動植物保護条例の制定と希少野生動植物種の指定がなされている。竹富町においては、竹富町自然環境保護条例によって特別希少野生動植物及び指定外来生物が指定されている。また、推薦地の全市町村による文化財保護条例の制定と市町村指定天然記念物の指定や、飼い猫の適正飼養条例の制定など保全のための施策が講じられている。今後もさらに、地域の自然の保全や保全意識の向上のために、外来種駆除、PR など各種の取組みがなされる予定である（表 5-11）。

○奄美大島

奄美大島 5 市町村の役場には、地元住民に対し推薦地の保全管理に対する正確な情報提供と他の行政組織との連携を図るための専門職員を配置し、地域でしかできない保護活動に取り組んでいる。

また、奄美群島広域事務組合では、エコツアーガイドを目指す方を対象に初期段階育成研修を実施している（表 5-11）。

表 5-11 業務遂行のための検討会

| 検討会等名称 | 内容 |
|------------------|---|
| 奄美大島自然保護協議会 | 主に、「希少野生動植物の保護に関する条例（H25）」の指定種の保護対策（盗掘・盗採防止パトロール）、外来植物対策、普及啓発を行っている。 |
| 奄美大島ねこ対策協議会 | アマミノクロウサギ等の希少種保護のため、集落周辺でのネコの TNR、 <u>希少種生息域（森林内）で捕獲されたネコの一時収容施設の運営や譲渡</u> 、飼い猫の適正飼養に係る検討を行う。 |
| 奄美群島エコツーリズム推進協議会 | 奄美群島エコツーリズム推進全体構想の策定やエコツアーガイド認定制度について協議を行っている。 |

○徳之島

徳之島 3 町の役場には、地元住民に対し推薦地の保全管理に対する正確な情報提供と他の行政組織との連携を図るための専門職員を配置し、地域でしかできない保護活動に取り組んでいる。

また、奄美群島広域事務組合では、エコツアーガイドを目指す方を対象に初期段階育成研修を実施している（表 5-12）。

表 5-12 業務遂行のための検討会

| 検討会等名称 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 徳之島地区自然保護協議会 | 主に、「希少野生動植物の保護に関する条例（H24）」の指定種の保護対策（盗掘・盗採防止パトロール、外来植物対策、普及啓発）を検討する。 |
| 徳之島 3 町ネコ対策協議会 | アマミノクロウサギ等の保護のため、集落周辺でのネコの TNR、希少種生息域（森林内）から捕獲・排除されたネコ収容施設の運営、飼い猫の適正飼養等に係る検討を行う。 |
| 奄美群島エコツアーリズム推進協議会【再掲】 | 奄美群島エコツアーリズム推進全体構想の策定や ガイド育成な どエコツアーガイド認定制度について協議 を行っている。 |

○沖縄島北部

沖縄島北部 3 村役場には、地元住民に対し推薦地の保全管理に対する正確な情報提供と他の行政組織との連携を図るための専門職員を配置し、地域でしかできない保護活動を推奨している（表 5-13）。

表 5-13 業務遂行のための検討会

| 検討会等名称 | 内容 |
|--|--|
| クイナ自然の森管理運営協議会 | ヤンバルクイナ保護シェルター「クイナの森」の管理運営について検討・協議する。 |
| やんばる地区ネコ対策連絡協議会 | 各関係機関等によるネコ対策について検討・連絡調整する。 |
| ヤンバルクイナ生態展示学習施設 4 者会議 | ヤンバルクイナ保護普及啓発、個体管理、施設管理及び運営について検討・協議する。 |
| やんばる 3 村世界自然遺産推進協議会 | 世界自然遺産登録に関する普及啓発及び保全活動、民間企業 CSR 活動等の受け入れ |
| やんばる 3 村森林ツアーリズム部会 →運営 | 森林ツアーリズムの推進 |

○西表島

竹富町役場では、推薦地の保全管理に必要な自然保護制度や保全管理、地域住民への情報提供と他の行政組織との連携を図るための職員を配置し、地域でしかできない保護活動を行っている（表 5-14）。

表 5-14 業務遂行のための検討会

| 検討会等名称 | 内容 |
|----------------------------|---|
| 西表ペット適正飼養推進会議 | イリオモテヤマネコへのイエネコ等のペットによる影響を防ぐため、西表島におけるペット適正飼養について検討する。 |
| イリオモテヤマネコの交通事故発生防止に関する連絡会議 | イリオモテヤマネコの交通事故発生防止のため、各関係機関及び地元住民による保護対策について検討・連絡調整する(環境省との合同開催)。 |
| 竹富町自然保護審議会 | 竹富町の生態系及び生物多様性の保護と管理に資するための保護制度である竹富町自然環境保護条例の改正について審議を行う。 |

5. g. 7. 大学等

奄美大島には鹿児島大学国際島嶼教育研究センター奄美分室が、沖縄島北部には琉球大学亜熱帯フィールド科学教育研究センター与那フィールドが、西表島には琉球大学熱帯生物圏研究センター西表研究施設及び東海大学沖縄地域研究センターが設置されている。いずれも研究者や学生が利用可能な研究拠点施設であり、当該地域をフィールドとした研究活動の推進や、自然環境情報の蓄積に貢献している。

また、沖縄島北部では「ALLやんばる まなびのまちプロジェクト」として14の教育・研究に関わる団体が連携し、教育コンテンツの共同開発、情報発信、イベント開催など、沖縄島北部を中心として自然科学分野の人材育成、自然環境の保全等に関するさまざまな地域密着型の活動を展開している。

5. h. 来訪者のための施設とインフラストラクチャー（ビジター施設と利用状況）

推薦地を有する4島を訪れる来島者数は、4.b(iv)のとおりである。

5. h. 1. **主な利用拠点** ~~現地の博物館やビジターセンター~~

主な利用拠点施設として、緩衝地帯又は周辺管理地域に**観光施設は、**以下の施設があり、観光客に開放されているため自由に見学できる。また、遺産の価値に関する普及啓発、外来種や希少種対策、観光管理をより効率的に進めるため、緩衝地帯又は周辺管理地域における世界遺産登録候補地の管理拠点となる施設が不足している地域については、その整備を検討している。

5. h. 1. 1. **野生生物保護センター**

野生生物保護センターは、環境省により奄美大島、沖縄島北部、西表島に配置されている。同施設は国内希少野生動植物種をはじめとする地域特有の野生生物を対象として、展示や映像等により来訪者への解説や普及啓発を行うとともに、国内希少野生動植物種の保護増殖事業、調査研究等を総合的に推進する拠点として設置された**施設**。また、様々な企画展示や講演会、手作り体験、自然観察会などを開催し、大人から子どもまで誰もが楽しみながら当該地域の自然について理解を深め、多くの知識を得られるように運営されている。展示施設は、無料で公

開している。

表 5-15-1 奄美野生生物保護センター施設概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑 551 |
| 開設年 | 2000年（平成12年） |
| 規模 | ・展示棟 508.47 m ² （延床面積） ・研究棟 297.75 m ² （延床面積） |
| 展示内容 | 壁画、展示室（昆虫コーナー、植物コーナー、調査研究コーナー）、企画展示室、ライブラリー等 |
| スタッフ数 | 8人 |

表 5-15-2 やんばる野生生物保護センター「ウフギー自然館」施設概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 沖縄県国頭郡国頭村字比地 263-1 |
| 開設年 | 1999年（平成11年） |
| 規模 | ・展示棟 605.88 m ² （延床面積） ・研究棟 264.20 m ² （延床面積） |
| 展示内容 | 展示室（やんばるの自然と生き物たち）、映像・レクチャー ルーム、ライブラリー等 |
| スタッフ数 | 7人 |

表 5-15-3 西表野生生物保護センター施設概要

| | |
|-------|--|
| 所在地 | 沖縄県八重山郡竹富町古見 |
| 開設年 | 1995年（平成7年） |
| 規模 | ・本館 704.22 m ² （延床面積） ・検疫棟 67.00 m ² （延床面積） |
| 展示内容 | 展示室（西表島の自然環境と野生生物、イリオモテヤマネコ 解説）、映像、ライブラリー等 |
| スタッフ数 | 6人 |



やんばる野生生物保護センターとその展示室 写真：環境省

5. h. 1. 2. その他の関連施設

5. h. 1. 2. 重要関連施設

緩衝地帯又は周辺管理地域には、推薦地におけるエコツーリズムなどの体験型観光の入口又はマスツーリズム型周遊観光の拠点として、いくつかの重要利用拠点が整備されている。展示やインタープリテーションなどを通して、当該地域の自然の価値の情報発信、推薦区域の利用に関するルールの周知などを行うとともに、各地域の自然環境と手軽かつ身近に触れあう場を提供している。

表 5-16 重要利用拠点 ~~その他の関連施設~~ ※ () 内は運営主体

| 施設名 | 施設の内容 | 地域区分 |
|------------------------|---|--------------------|
| 奄美大島 | | |
| ・奄美パーク (鹿児島県) | ・奄美の歴史文化や自然の展示、奄美群島各島の紹介、シアター上映等を行っている。 ・空港の近くに立地しており、奄美群島全体の情報発信拠点であるとともに、遺産地域のエントランス施設としての機能を果たす。 | 周辺管理地域 |
| ・奄美自然観察の森 (龍郷町) | ・自然探勝ができるよう園路や展望台等が整備されており、奄美の森を気軽に楽しめる利用拠点としての機能を果たす。 | 周辺管理地域 |
| ・黒潮の森マングローブパーク (奄美市) | ・奄美大島の自然の展示、レストラン、物産店が整備されている。 ・マングローブ林におけるカヌー体験の場として利用されている。 | 緩衝地帯 |
| 奄美博物館 (奄美市) | ・「環境文化」を軸にした自然・歴史・文化の展示。 ・アマミシカワガエルの生態展示を行っている。 ・奄美大島の自然及び文化に関する情報発信拠点の役割を果たす。 | 周辺管理地域 |
| 徳之島 | | |
| ・アマミノクロウサギ観察小屋 (天城町) | ・定点カメラで撮影したアマミノクロウサギ等の映像の上映 ・アマミノクロウサギの剥製を展示し、その生態について説明を行っている。 | 緩衝地帯 周辺管理地域 |
| 沖縄島北部 | | |
| ・大石林山(株式会社南都) | ・沖縄島北部の地質に関する情報展示施設、古生代 古石炭地 の地形 地質 や植生を実感できる 体感する 遊歩道、遠く与論・沖永良部島を眺望できる展望台等がある 整備されており、辺戸岬を望める。 | 周辺管理地域 |
| ・ヤンバルクイナ生態展示学習施設 (国頭村) | ・ヤンバルクイナの生態や生息環境の状态がわかる資料ブース、実際の生息環境を再現した観察ブースがある。 ・観察ブースでは、ヤンバルクイナを の 生態展示し、保護の普及啓発を行って おこなっている。 | 周辺管理地域 |
| ・国頭村環境 | ・やんばるの自然を正しく理解し、保全するための知恵を共有し、広めるための拠点施設として、カヌーツアーやガイドウォ | 緩衝地帯 |

| <u>施設名</u> | <u>施設の内容</u> | <u>地域区分</u> |
|--|--|---------------|
| <u>教育センター やんばる学び の森(国頭村)</u> | <u>ーク、環境学習等のプログラムを提供している。 ・宿泊施設、レストランの運営を実施しており、園内にはやんばるの自然を気軽に楽しめる遊歩道がある。</u> | |
| <u>東村立山と水の生活博物館 (東村)</u> | <u>・東村の歴史・文化・生活ややんばるの自然環境に関する展示 (民具・農具・剥製・生態展示)</u> | <u>周辺管理地域</u> |
| <u>西表島</u> | | |
| <u>・西表島エコ ツーリズムセ ンター(西表 島エコツーリ ズム協会)</u> | <u>・西表島におけるエコツーリズム促進の拠点施設。エコツーリズムの各種情報を入手できる。</u> | <u>周辺管理地域</u> |



黒潮の森マングローブパーク

写真：環境省



大石林山 写真：環境省

| | |
|-------|---|
| 奄美大島 | 奄美パーク（鹿児島県） 奄美市歴史民俗資料館（奄美市） 奄美自然観察の森（龍郷町） 奄美博物館（奄美市） 黒潮の森マングローブパーク（奄美市） 宇検村歴史民俗資料館（宇検村） 奄美海洋展示館（奄美市） 奄美フォレストポリス（大和村） 瀬戸内町立郷土館（瀬戸内町） |
| 徳之島 | 徳之島町郷土資料館（徳之島町） 天城町歴史文化産業科学資料センター「ユイの館」（天城町） 伊仙町立歴史民俗資料館（伊仙町） |
| 沖縄島北部 | ヤンバルクイナ生態展示学習施設（国頭村） 国頭村環境教育センターやんばる学びの森（国頭村） やんばる森のおもちゃ美術館（国頭村） 大宜味村立芭蕉布会館（大宜味村） 東村立山と水の生活博物館（東村） 奥ヤンバルの里 民俗資料館（国頭村） 福地ダム資料館（内閣府沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所） 大保ダム資料館 ぶながや館（内閣府沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所） 大石林山沖縄石の文化博物館（株式会社 南都） |
| 西表島 | 西表熱帯林育種技術園（国立研究開発法人 森林総合研究所 林木育種センター） 西表島エコツアーリズムセンター（西表島エコツアーリズム協会） 竹富町離島振興総合センター（竹富町） 西表手仕事センター（竹富町織物事業協同組合） |

5. h. 2. トレイルやガイド、看板、出版物による解説

管理計画の対象区域内の推薦地は、国立公園区域については公園計画に基づき、歩道、車道等が適切に計画、設置されている。

5. h. 2. 1. トレイル等

管理計画の対象区域において推薦地では、以下の主なトレイルや園地が整備されており、適切に管理されている。

表 5-17-1 奄美大島

| 施設名 | 施設の内容 | 地域区分 |
|---|---|-----------------|
| <u>主なトレイル</u> | | |
| ・湯湾岳登山線道 <u>路（歩道）</u> | 湯湾岳の北側から山頂へ至ることができる木道が整備されている。奄美大島の高山帯で特徴的に見られる風衝低木林を主体としており、林内では湯湾岳固有の植物も観察することができる。 | 推薦地・緩衝地帯 |
| ・奄美群島ロング トレイル（住用エ リア）・世界自然 遺産奄美トレイル | 奄美市住用地区の自然や文化にふれあうことのできる自然歩道。 | 推薦地・緩衝地帯・周辺管理地域 |
| ・奄美群島ロング トレイル（宇検村 エリア）・世界自 然遺産奄美トレ イル | 宇検村の自然や文化にふれあうことのできる自然歩道。 | 推薦地・緩衝地帯・周辺管理地域 |
| <u>園地</u> | | |
| ・福元園地 | 湯湾岳をはじめとする周辺の森林や河川等での自然体験利用の拠点として、また、手軽に森林環境の自然にふれあえる園地。キャンプ場や運動広場も併設されている。 | 推薦地・緩衝地帯 |
| ・湯湾岳園地 | 湯湾岳への登山道入口に位置し、核心地域の亜熱帯照葉樹林の眺望が楽しめる展望台が整備されている。 | 推薦地・緩衝地帯 |
| ・住用園地（住用 集団施設地区） | 隣接するマングローブ林や自然利用を推進する拠点として、レストランや駐車場、トイレ、展望施設などが整備されている。 | 緩衝地帯 |
| ・油井岳園地 | 油井岳の南側に位置し、大島海峡の眺望が楽しめる園路やトイレなどが整備されている。 | 緩衝地帯 |
| ・高知山園地 | 油井岳の南側に位置し、大島海峡の眺望が楽しめる展望台、園路及びトイレなどが整備されている。 | 緩衝地帯 |

表 5-17-2 徳之島

| 施設名 | 施設の内容 | 地域区分 |
|--|---|--------|
| <u>主なトレイル</u> | | |
| ・松原線道路（歩 道） | 徳之島の森林地域の核心部の一つである天城岳山腹を探勝することができる。 | 推薦地 |
| ・三京線道路（歩 道） | オキナワウラジロガシ等で構成される高齢の亜熱帯照葉樹林を探勝することができる。 | 推薦地 |
| ・奄美群島ロング トレイル（徳之島 町エリア）・世界 自然遺産奄美トレ イル | 徳之島町の自然や文化にふれあうことのできる自然歩道。 | 周辺管理地域 |
| ・奄美群島ロング | 伊仙町の自然や文化にふれあうことのできる自然歩道。 | 周辺管理地域 |

| | | |
|---------------------------|--------------------------------------|--------|
| トレイル（伊仙町エリア）・世界自然遺産奄美トレイル | | |
| 園地 | | |
| ・義名山園地 | 徳之島南部の森林地域での自然観察等のため、園路やトイレが整備されている。 | 周辺管理地域 |

表 5-17-3 沖縄島北部

| 施設名 | 施設の内容 | 地域区分 |
|---------------------|---|------------|
| 主なトレイル | | |
| ・安田伊部岳線道路（歩道） | 亜熱帯照葉樹林の自然や生活の遺構を探勝する歩道。ヤンバルクイナをはじめとする固有種・希少種が生息・生育する。 | 推薦地・緩衝地帯 |
| ・比地大滝線道路（歩道） | 比地川の河川周辺の植物や野鳥などを観察しながら比地大滝へ至る自然探勝歩道。ノグチゲラをはじめとする固有種・希少種が生息・生育する。 | 緩衝地帯 |
| ・与那覇岳線道路（歩道） | やんばる地域の核心部にあたり、沖縄本島最高峰の与那覇岳山頂に至る歩道。ヤンバルクイナをはじめとする固有種・希少種が生息・生育する。 | 推薦地・緩衝地帯 |
| ・ネクマチヂ岳、塩屋富士線道路（歩道） | 石灰岩の山地であるネクマチヂ岳・塩屋富士の登山のための歩道。石灰岩地特有の固有種・希少種が生息・生育する。 | 周辺管理地域 |
| ・玉辻山線道路（歩道） | 玉辻山の登山のための歩道。ヤンバルクイナをはじめとする固有種・希少種が生息・生育する。 | 推薦地・周辺管理地域 |
| 園地 | | |
| ・国頭村森林公園（国頭村） | ・沖縄島北部の亜熱帯の森の自然探勝ができるよう、園路やオートキャンプ場、バンガローや多目的広場が整備されている。 | 周辺管理地域 |
| ・慶佐次ヒルギ公園（東村） | ・カヌーや木道の利用により、マングローブ生態系や干潟の生物観察を行うことができる。 | 周辺管理地域 |

表 5-17-4 西表島

| 施設名 | 施設の内容 | 施設の内容 |
|----------------|---|-----------------|
| 主なトレイル | | |
| ・西表島横断線道路（道歩道） | 浦内川上流の軍艦岩を起点とし、大富に至る西表島を横断する登山道。スダジイやオキナワウラジロガシなどの亜熱帯照葉樹林のなか、西表島の大自然を体感できる。マリウドウの滝、カンピレーの滝、マヤグスクの滝などの迫力ある滝を眺望できる。 | 推薦地・緩衝地帯・周辺管理地域 |
| 園地 | | |
| ・西舟付園地 | 大富林道（西表島横断道）に展望台が整備されており、展望台下に広がる日本最大級の仲間川流域のマングローブ林が一望できる。 | 推薦地 |
| ・ヒナイ滝園地 | 落差県内一のピナイサーラの滝と亜熱帯照葉樹林、ヒナイ川のマングローブ林など西表島の多様な自然環境を体感できる。 | 【調整中】 |

| | | |
|--------|---|-----|
| ・大見謝園地 | 大見謝川の河口に位置し、底生生物が豊富に生息しているマングローブ林を探勝するための木道や、干潟を一望できる展望台が整備されている。 | 推薦地 |
| ・古見園地 | 古見のサキシマスオウノキ群落とマングローブ林を探勝するための木道が整備されている。海から陸に向かってヒルギダマシ、ヤエヤマヒルギ、メヒルギ、オヒルギへと移行していく様子が観察できる。 | 推薦地 |

5. h. 2. 2. ガイド、看板、出版物による解説

各島における年間の入込客数は、奄美大島で約 47 万人、徳之島は約 13 万人、沖縄島北部は約 52 万人が推定されており、西表島では約 39 万人である。各島に来島する観光客のほとんどが個人もしくは小規模なガイド事業者が提供するエコツアーへの参加やレンタカーによる個人周遊が占めている。各島のガイドは奄美大島で 83 名、徳之島で 22 名、沖縄島北部で 85 名、西表島 136 名となっている。

~~ガイドを活用した観光の状況は以下のとおりである。~~

○奄美大島

~~奄美大島の入込客数は年間約 42 万人である。観光形態としては大型バスによる団体周遊のほか、レンタカーによる個人周遊の観光客が増えている。ガイドを伴う主な利用はマングローブ林におけるカヌーや夜の野生動物観察のツアーである。奄美大島エコツアーガイド連絡協議会に登録しているガイドは陸域、海域をあわせて 61 名である。そのほとんどが、個人事業者で、複数のガイドを抱えるような大規模な事業者については、ダイビング事業者を除いて少ない。~~

○徳之島

~~徳之島の入込客数は年間約 13 万人である。徳之島エコツアーガイド連絡協議会に登録しているガイドは 14 名である。ダイビング業者を除き、ガイドが本業で収益を上げている事業者はいない。~~

○沖縄島北部

~~沖縄島へ入域する観光客数は年々増加傾向にあるが、那覇空港から遠い当該地域への訪問客がしめる割合は相対的に小さく、平成 26 年度には約 52 万人の県外からの日本人客が沖縄島北部を訪問したと推定される。~~

~~沖縄島北部 3 村内のエコツーリズム事業者数は 20、ガイド数は 85 名で、専業ガイドは少ない。主に森林散策やカヌー体験ツアー等が行われている。村外事業者による目帰りで沖縄島北部 3 村におけるエコツアーも催行されている。~~

○西表島

~~西表島の来島者数は年間 387,952 人（2015 年度）であり、平成 25 年の新石垣空港開港以~~

降、来島者数は増加傾向にある。西表島東部地区ではバスツアーでの利用が多く、特に冬季の来島者が多い。一方、西部地区では夏季に来島者が増加し、エコツアーやスノーケリング、ダイビング等の利用が多い。

—自然体験ツアーを実施している観光事業者数は67、ガイド数は136人(2014年)であり、事業者数及びガイド数は過去10年間で2倍に増加している(平成25年度西表石垣国立公園における登山道適正利用推進業務報告書)。

推薦地に関して公的機関が発行している主なパンフレットや映像類は以下のとおりである。

表 5-18 推薦地に関連する出版物や情報源

| タイトル | 発行元 |
|---|-----------------|
| 亜熱帯の島々・輝くいのちの森 奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地 | 環境省環境省 |
| 世界自然遺産と奄美 | 鹿児島県 |
| さあ、世界へ—世界的にも貴重な琉球諸島の自然— | 沖縄県 |
| やんばる世界遺産だより | 沖縄県・国頭村・大宜味村・東村 |
| 西表世界遺産だより | 沖縄県・竹富町 |
| やんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方 | 環境省 |
| あなたに知ってほしい8ヶ条の約束 | 環境省 |
| 奄美群島マナーガイド | 鹿児島県 |
| 奄美群島版自然への配慮ガイドラインハンドブック | 鹿児島県 |
| 奄美・琉球諸島の生物多様性 | 環境省 |
| ノグチゲラ～やんばるの森に暮らすキツツキ～ | 環境省 |
| おきなわの大自然 | 沖縄県 |
| 希少野生動植物は県民みんなの宝です | 鹿児島県 |
| 徳之島希少昆虫・野生植物(徳之島版レッドリスト) | 徳之島地区自然保護協議会 |
| 奄美群島諸島の外来種 | 環境省 |
| 世界でたったひとつの奄美を守る 奄美大島マングース防除事業 | 環境省 |
| 沖縄諸島の外来種 | 環境省 |
| ずっとやんばる やんばるのマングース対策 | 環境省・沖縄県 |
| やんばるのマングース対策 | 環境省・沖縄県 |

| タイトル | 発行元 |
|--|------------------------------------|
| 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産としての価値 | 環境省 |
| 奄美群島 PR 動画「Sound of AMAMI」 | 鹿児島県 |
| “さあ、世界へ” 世界自然遺産 PR 動画 | 沖縄県 |
| 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産候補地 http://kyushu.env.go.jp/naha/amami-okinawa/ | 環境省 |
| 時を紡ぐ、彩りの島 奄美・琉球 http://amamiryukyu.jp/ | 鹿児島県・沖縄県・鹿児島県観光連盟・沖縄観光コンベンションビューロー |
| 奄美大島自然保護ガイドブック | 奄美大島自然保護協議会 |
| THE NATURE, HISTORY AND CULTURE OF AMAMI CITY | 奄美市立奄美博物館 |
| 「奄美・琉球」を世界自然遺産へ 奄美大島自然保護協議会 http://amami-ancc.com | 奄美大島自然保護協議会 |

5. h. 3 . 宿泊施設

○奄美大島

奄美大島の宿泊施設は 2017 年 8 月現在で、158 軒となっている（~~一般社団法人奄美群島観光物産協会~~）。これらの宿泊施設の収容人数は計 3,347 人/日である。奄美大島は LCC（格安航空会社）の就航などにより近年入込客数が増加傾向にあるが、地域住民やビジネス客を含む 月別の最大入込客数は 51,006 人（2017 年 8 月）程度となっており、収容力は確保できている（鹿児島県大島支庁, 2018）。

緩衝地帯（大和村）に 1 箇所、海岸部に 2 箇所のキャンプ場がある。

○徳之島

徳之島の宿泊施設は 2017 年 8 月現在で、33 軒となっている（~~一般社団法人奄美群島観光物産協会~~）。これらの宿泊施設の収容人数は計 1,033 人/日である。徳之島は奄美群島振興交付金を活用した航空、航路運賃の低減により近年入込客数が増加傾向にあるが、地域住民やビジネス客を含む 月別の最大入込客数は 13,768 人（2017 年 8 月）程度となっており、収容力は確

保できている [\(鹿児島県大島支庁, 2018\)](#)。

緩衝地帯外の海岸部に4箇所のキャンプ場がある。

○沖縄島北部

沖縄島北部3村の宿泊施設は41軒となっている(各村役場調べ)。これらの宿泊施設の収容人数は計1,476人/日である。やんばる地域への訪問者のうち7割がやんばる地域外の宿泊施設からの日帰り利用となっている(平成25年度観光統計実態調査報告書(沖縄県))。大型リゾートホテル(収容人数550人/日)が国頭村内に1軒あり、国頭村内宿泊者のうちの三分の二程度が同施設に滞在している。同施設を除く宿泊施設のほとんどは、収容力が5~30人/日と比較的小規模である。宿泊施設の他、キャンプ場(緩衝地帯内に1箇所、緩衝地帯外に1箇所)の利用もされている。

○西表島

西表島では指定キャンプ場以外でのキャンプは禁止されており、島内の宿泊施設に宿泊する観光客がほとんどである。推薦地外及び緩衝地帯外にはなるが、西表島の宿泊施設は30軒となっている(2012年12月商工会会員名簿)。

5. h. 4. レストラン、飲食店など

推薦地外になるが、奄美大島で1,102軒、徳之島で390軒、沖縄島北部で58軒、西表島で32軒の卸小売業・飲食店がある。

5. i. 資産の公開・広報に関する戦略と事業

推薦地の遺産価値を適切に管理しながら、人間の社会・生産・経済活動が将来にわたって持続的に維持されるよう、エコツーリズムなどの自然と共生した地域振興に率先して取り組んでいく。そのため、エコツーリズムの考え方及びルールについて、来島者及び事業者への普及啓発を今後も充実するとともに、それを支える自然ガイドの育成などを進める。[具体的な内容については、4.b.\(iv\)、5.h及び「包括的管理計画」5.5\)に記載されている。](#)

[また、推薦地全体の公式ホームページを開設し、推薦地の価値、保護管理の取組、地域連絡会議や「科学委員会」など各種会議の資料、パンフレット、動画等、資産に関する情報を一元的に発信しており、今後も情報公開の充実を進めていく。](#)

[（英語版：http://kyushu.env.go.jp/naha/amami-okinawa/index-en.html）](http://kyushu.env.go.jp/naha/amami-okinawa/index-en.html)

~~また、推薦地では、5.h.のデジタル施設の展示やガイドによる解説、歩道や園地などの利用施設の主要な箇所に設置された看板を通じ、利用者へ自然の価値等について情報発信をしている。~~

5. j. 職員規模と専門性

推薦地の管理に当たっては、環境省、林野庁、鹿児島県、沖縄県の職員を中心としつつ、市町村やNPO等の様々な関係者と連携・協力して、保全対策や普及啓発等の取組を行っている。

推薦地における管理機関における、専門家、技術者、維持に係るスタッフ数*は以下のとおりとなっている(図 5-6)。

①環境省

那覇自然環境事務所 自然環境整備課 2名

国立公園課 4名

野生生物課 6名

奄美自然保護官事務所 7名

徳之島自然保護官事務所 2名

やんばる自然保護官事務所 5名

西表自然保護官事務所 5名

本推薦に際し、推薦地の全体的管理や、各島の関係行政機関や関係者との現場の日常的管理における連絡調整及び合意形成の中心的役割は、環境省那覇自然環境事務所や、各島に配置された自然保護官が担っている。一方で、環境省は、2016年から3年間のうちに、奄美群島国立公園の新規指定、やんばる国立公園の新規指定及びと大規模拡張、西表石垣国立公園の大規模拡張を行い、これらの国立公園の適正な管理を進めるとともに、外来種対策や適正な利用の推進等、推薦地への脅威の排除・低減に向けた取組も併せて実施している状況であるため、環境省では、2018年7月に西表自然保護官事務所において自然保護官を2名に増員し、職員数を4名から5名へ増員した。さらに、今後の体制強化に向け、那覇自然環境事務所に世界自然遺産専門官を、奄美自然保護官事務所にそれぞれ保護官を追加的に配置する計画を進めている。

九州地方環境事務所

那覇自然環境事務所

| | | | |
|----|---------|-------|-------|
| 所長 | 自然環境整備課 | 国立公園課 | 野生生物課 |
| 1 | 2 | 4 | 6 |

自然保護官事務所

| | 自然保護官 | アクティブ・レンジャー (自然保護官補佐) | アクティヴ・レンジャー (自然保護専門員) |
|--------------|-------|--------------------------|--------------------------|
| 奄美自然保護官事務所 | 3 | 3 | 1 |
| 徳之島自然保護官事務所 | 1 | 1 | — |
| やんばる自然保護官事務所 | 2 | 2 | 1 |
| 西表自然保護官事務所 | 2 | 2 | 1 |

図 5-6 環境省の地方組織と職員数

②林野庁

九州森林管理局 計画保全部 6名

鹿児島森林管理署 4名

名瀬森林事務所 1名

徳之島森林事務所 1名

沖縄森林管理署 3名

安波森林事務所 1名*

高江森林事務所 1名*

大原森林事務所 1名

租納森林事務所 1名

西表森林生態系保全センター 4名

* 当面の間、1名の職員が2つの森林事務所を担当

林野庁では、九州森林管理局、鹿児島森林管理署、沖縄森林管理署、西表森林生態系保全センター及び各推薦地に所在する森林事務所が国有林の保全管理の実務を担っている。今後、林野庁は、北部訓練場の返還地について、2017年12月にやんばる森林生態系保護地域の設定を行ったことも踏まえ、推薦地の管理体制の強化のために、2017年に自然遺産保全調整官を九州森林管理局に、2018年に及び地域統括森林官を安波森林事務所それぞれ新たに配置した(図5-7)。

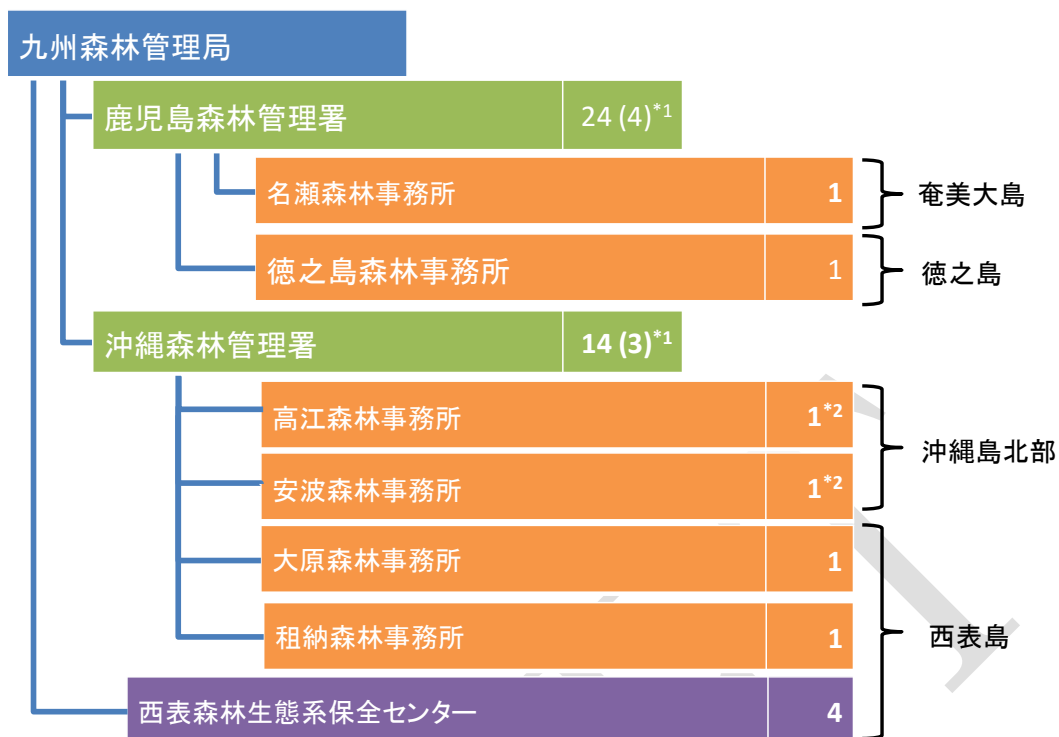


図 5-7 林野庁の地方組織と職員数

*1 括弧内の数字は、全職員のうち特に推薦地の保全管理に関わる職員数

*2 当面の間、1名の職員が二つの森林事務所を担当

③鹿児島県

鹿児島県環境林務部 1名

自然保護課 3名

奄美世界自然遺産登録推進室 5名

大島支庁総務企画課 3名

衛生・環境室 2名

鹿児島県教育庁文化財課 3名

鹿児島県では、環境林務部自然保護課が中心となり、大島支庁と連携して管理の実務を担っている。2015年に奄美世界自然遺産総括監を設置し、さらに、2017年4月に、自然環境の保全と利用の両立に必要な取組等を進めるために、奄美世界自然遺産登録推進室という専任の組織を設置したところである。

④沖縄県

沖縄県環境部 自然保護課 18名

沖縄県教育庁 文化財課 1名

沖縄県では、環境部自然保護課が中心となり、八重山土木事務所と連携して管理の実務を担

っている。2018年に、推薦地の管理体制の維持・強化のために、世界自然遺産推進室という専任の組織をの設置したところである。

⑤市町村

○奄美大島

- ・奄美市 ~~市民部環境対策課~~総務部プロジェクト推進課 世界自然遺産推進室 3名

市民部環境対策課 3名

住用総合支所市民福祉課 1名

笠利総合支所市民課 1名

- ・大和村 ~~総務企画~~企画観光課 1名 住民税務課 1名（ネコ担当）
- ・宇検村 総務企画課 1名 産業振興課 1名 住民税務課 1名（ネコ担当）
- ・瀬戸内町 社会教育課世界自然遺産せとうち推進室 2名 町民生活課 1名（ネコ担当）
- ・龍郷町 ~~総務企画~~観光課 1名 生活環境課 1名
- ・奄美群島広域事務組合 奄美振興課 3名

○徳之島

- ・徳之島町 企画課 1名 住民生活課 1名（ネコ担当）
- ・天城町 企画課 2名 町民生活課 1名（ネコ担当）
- ・伊仙町 きゅらまち観光課 1名 きゅらまち観光課 1名（ネコ担当）
- ・奄美群島広域事務組合 奄美振興課 3名【再掲】

○沖縄島北部

~~・国頭村世界自然遺産推進室 4名~~

- ・国頭村 世界自然遺産対策遺産推進室 4名
- ・国頭村 教育委員会教育課 1名
- ・大宜味村 企画観光課 2名
- ・東村 企画観光課 2名

○西表島

- ・竹富町 政策推進自然環境課 5名
- ~~商工観光課 2名~~
- 教育委員会 社会文化課文化財係 1名

*:文化庁は地方機関を有しておらず、推薦地におけるスタッフはいない（本庁の記念物課文化財第二課に天然記念物の担当が3名在席している）。